

焼津市
歴史民俗
資料館
年報

平成 29 年度

32

平成 29 年度『年報 32』

目 次

【Ⅰ】施設の概要	1
1 歴史民俗資料館	
2 大井川民俗資料保管庫	
【Ⅱ】展示事業	2
1 常設展示室	
2 展覧会の開催	
【Ⅲ】教育・普及事業	7
1 講演会、体験学習等の開催	
2 広報活動	
3 博物館実習生等の受け入れ	
【Ⅳ】関連事業	14
1 歴史観光ルート開発事業	
【Ⅴ】文化財保護事業	15
1 埋蔵文化財の保護	
2 文化財の保護・顕彰事業	
3 指定文化財一覧	
【Ⅵ】利用者統計資料	25
1 平成 29 年度利用状況	
2 履歴	
【Ⅶ】資料館の資料の動向	30
1 資料の貸出し	
2 資料の提供	
3 資料の閲覧	
4 常設展示室の借用資料	
5 企画展の借用資料	
6 受贈資料	
7 受寄資料	
8 受贈図書（データ版では掲載を省略しています）	
【Ⅷ】管理運営	33
1 機構と職員	
2 平成 29 年度決算	
3 施設・資料管理	
資 料	35
条例・規則等	

※ 掲載された皆様の敬称の一部は省略させていただきました。

I 施設の概要

1 歴史民俗資料館

先人が築き、伝え残してきた行事、歴史民俗資料、まちなみ等の貴重な文化遺産の保存・継承に努め、それらを活用した学習機会を提供している。

博物館法施行規則第 19 条による博物館相当施設（平成 2 年 3 月 27 日付指定番号 20 号）である。

（1）施設概要

焼津市文化センターに設置されている。同センターは、焼津文化会館・歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館・焼津図書館を有機的に一体化した複合施設で、学習・芸術・文化活動の総合的な拠点施設である。

所在地 〒425-0071

静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地

電話番号 054-629-6847

FAX 番号 054-629-6848

E-mail rekimin@city.yaizu.lg.jp

URL <http://www.city.yaizu.lg.jp/rekimin/index.html>

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休館日 月曜日（祝休日の場合は翌平日）

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

臨時休館（燻蒸期間・展示替期間）

入館料 無料

延床面積 964.3 m²（1 階 496.8 m²、2 階 467.5 m²）

内訳 1 階 事務・研究室 154.0 m²、
 収蔵庫 162.8 m²、荷解室 28.8 m²、
 廊下・倉庫等 151.2 m²
 2 階 常設展示室 341.9 m²、
 展示ロビー 94.2 m²、廊下等 31.4 m²

<平面図>



以下、焼津市文化センターとして

敷地面積 30,806 m² 建築面積 7,966 m²

延床面積 11,689 m²

内訳 焼津文化会館 8,806.2 m²
 歴史民俗資料館 964.3 m²
 焼津小泉八雲記念館 496.0 m²
 焼津図書館 1,422.4 m²

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋
 コンクリート造り及び鉄骨造り

駐車場 500 台

（2）沿革

昭和 56 年 6 月 文化センター検討委員会設置
 昭和 57 年 1 月 文化センター基本構想答申
 3 月 文化センター建設委員会設置
 昭和 57 年 12 月 文化センター基本設計完了
 昭和 58 年 3 月 文化センター実施設計図完成
 10 月 文化センター建設起工
 昭和 60 年 3 月 文化センター竣工
 6 月 28 日 歴史民俗資料館開館

資料館常設展示室入館者累計 （概ね 5 万人ごとの達成時期）		資料館事業総利用者累計 （概ね 10 万人ごとの達成年度）	
昭和 61 年 9 月	5 万人	昭和 62 年度	104,728 人
昭和 63 年 10 月	10 万人	平成 3 年度	203,990 人
平成 3 年 5 月	15 万人	平成 7 年度	324,898 人
平成 6 年 3 月	20 万人	平成 11 年度	415,839 人
平成 8 年 11 月	25 万人	平成 16 年度	507,718 人
平成 12 年 5 月	30 万人	平成 21 年度	606,335 人
平成 15 年 3 月	35 万人	平成 26 年度	702,669 人
平成 20 年 9 月	40 万人	常設展示室入館者に、企画展・特別展の入場者、体験学習、講演会等の参加者を加えた人数。	
平成 24 年 4 月	45 万人		
平成 27 年 10 月	50 万人		

2 大井川民俗資料保管庫

昭和 62 年 3 月に旧大井川町の郷土資料保管庫として完成した。焼津市との合併後は、大井川民俗資料保管庫として主に大井川地区で収集された農具や民具などの民俗資料を保管し、1 年に 1 度特別公開するほか、見学申込みに随時対応している。

所在地 〒421-0205 焼津市宗高 909 番地の 1

延床面積 243.0 m²

構造 地上 1 階、軽量鉄骨造

Ⅱ 展示事業

1 常設展示室

歴史民俗資料館の常設展示室には、市内の遺跡から発見された土器や木製品などを展示する時代別コーナー、昔の生活道具を集めた民具コーナー、焼津の基幹産業である漁業の資料をまとめた漁業コーナー、そして第五福竜丸の被災を伝える第五福竜丸コーナーを設けている。昭和60年の開館から平成29年度までの常設展示室来館者は53万4千人を超え、多くの来館者を迎えている。

平成23年2月、第五福竜丸を含む船体模型などの漁業資料が新たに加わり、常設展示室内を大幅に改装した。資料が充実した漁業コーナーは入口からも全体が見えるように拡張し、全長約6mの第五福竜丸船体模型を中央に配置している。

縄文時代から弥生、古墳時代を経て中世へと続く時代別コーナーでは資料を集約するなどして、時代を追って見学できるように配列している。古墳時代の遺跡として全国的に有名な宮之腰遺跡の復元住居は、展示室入口の正面からも見やすいように設置している。

その他、展示室外のギャラリーには焼津ゆかりの偉人である村松文三と益頭駿次郎の紹介コーナーを設けた。

縄文時代（紀元前15世紀～紀元前3世紀）

縄文時代の人々は、山ではウサギやイノシシを捕まえ、ドングリやキノコなどを採集し、海や川、湖沼では魚類や貝類を獲り、自然の恵みと厳しさの中で生活していた。高草山麓の花沢の別所ノ段遺跡では黒曜石の矢じり、海岸部の弁天遺跡からは石剣が見つかっており、山の幸・海の幸に恵まれた人々の生活がしのばれる。

弥生時代（紀元前3世紀～紀元後3世紀）

弥生時代、日本列島では本格的に稲作が始められた。人々は水田を造営するのに適した沖積平野を次々に開拓していき、私たちが住む大井川平野も2,000年前頃から開拓が始まった。その頃の大井川平野は、森林と湖沼が点在し、その間を縫うように小河川が網の目のように流れていた。策(むち)牛(うし)地区から藤枝市岡部町の三輪にかけて広がる清水遺跡からは、稲作に使ったと考えられる鍬や鋤などの農耕具、堅杵などの農具、その他手斧の柄など

の工具、容器や杓子などの日用品、機織具、高床建物の柱や梯子などが数多く出土している。



遺跡地図と縄文・弥生時代コーナー

古墳時代（4世紀～7世紀）

古墳時代では、西小川の小深田西遺跡（堅小路公園の西側）で4世紀の方形の墓が見つかり、水晶や翡翠の勾玉や銅鏡が出土している。また、高草山には主に6世紀から7世紀にかけて多くの古墳が造られており、笛吹段古墳群（坂本）や兎沢古墳群（花沢）には横穴式石室が現在も残っている。

この時代は平野の中央に多くの人が住み始め、4世紀の小深田遺跡（熊野神社周辺）、5世紀前半の大覚寺遺跡（八坂神社南側）、5世紀後半の宮之腰遺跡（焼津神社周辺）などのように、規模の大きい拠点的なムラが出現し栄えた。



古墳時代コーナー

奈良・平安時代（8世紀～12世紀）

法体系や中央と地方の行政組織が整備され、天皇中心の中央集権統治が行われた時代である。中央と地方を結ぶ官道が造られ、官道の要所には駅を置き馬が常備され、休憩・宿泊施設が整備された。大井川平野には小川駅が置かれ、その場所は現在の西小川地区にある道場田・小川城遺跡付近である。遺跡からは、平安時代の銅印や陶器類が見つまっている。

また、大覚寺遺跡でも建物跡や陶器類を確認している。

鎌倉・室町時代（12世紀～16世紀）

鎌倉時代以降、日本の政治の実権は武家が掌握する。小川城遺跡には鎌倉時代、「七郎丸」と名乗る有力な在地御家人がいたようで、七郎丸と書かれた小皿などの陶器類が出土している。

やがて室町時代後半になると、小川長谷川氏が、周囲に堀を巡らした大きな館をこの地に構えた。鉄釉の皿・天目茶碗や灰釉の皿・碗などの国産の陶器類、青磁・白磁・染付などの輸入陶磁器、漆碗、曲物、将棋の駒、中国銭、呪符木簡、舟形木製品、下駄など豊富な遺物が出土している。



鎌倉・室町時代コーナー

民具コーナー

市民の皆様から寄贈された江戸時代から昭和時代にかけてのさまざまな農具、日用品、家具・調度品などを展示している。



民具コーナー

漁業コーナー

かつて焼津の港で見ることができた天当船や八丁櫓などの代表的な漁船の模型や、昔の漁の道具などを展示している。

焼津の漁船は、明治時代の末期に初めて動力化さ

れた。それ以前は、天当船や八丁櫓などの無動力船で漁労活動を行っていたが、発動機の導入後はその性能が向上し、遠方へ出漁できるようになると伊豆諸島南部や小笠原諸島へ出漁した。

天当船は6～7丁の櫓と帆走で駿河湾から遠州沖や伊豆沖まで出漁した和船で、カツオ一本釣りや延縄漁、底引網漁などのあらゆる漁法に適した明治時代初期の万能型の漁船であった。

八丁櫓船は、夏のカツオ漁で活躍した焼津特有の黒みよしの和船で、名前が表すとおり8丁の櫓を備え、約30人の漁師が乗り込んで伊豆七島へ出漁した。当時のカツオ漁船の花形で、漁夫の憧れの的であったという。漁船が動力化される明治時代末期まで活躍した。



漁業コーナー

第五福竜丸事件

1954（昭和29）年3月1日の早朝、焼津のマグロ漁船第五福竜丸は、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇した。長時間にわたり降り続いた放射能を帯びた灰により、乗組員は次々に発病し、第五福竜丸は全速で母港の焼津港に向かった。

帰港した乗組員は、全員急性放射能症と診断され、入院して治療することとなった。全国各地では、放射能汚染を受けた魚が水揚げされ、廃棄され、魚が売れなくなり、漁業界は大打撃を受けた。

また、放射能に汚染された雨が国内にも降り、国民は不安におびえた。同年9月23日、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉氏が、医師団の懸命の努力と家族や市民の願いもむなしく、不帰の人となった。他の乗組員が退院したのは、翌1955（昭和30）年5月20日のことであった。

焼津市では、毎年6月30日に「6.30市民集会」を開催し、平和への決意を新たにしている。



第五福竜丸コーナー

上4点当館寄託)、井伊直孝公複製甲冑「朱塗赤絲威二枚胴具足」(個人蔵)、高橋雲亭「雀」、扇子「竹」、扇子「山水」、掛軸「竹」、「草花」、「梅」、屏画「松」、佐藤道外「焼津駅見取図」、句「祖父の世の 盤臺歪みはつ鱈」、書「苦轉為樂」、絵巻物「明治大正街並往来絵図」2巻、鈴木兼平「焼津漁業変遷絵図」6点、「花沢城攻撃の武田氏陣形図」(以上19点当館蔵)



平成29年収蔵資料展「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」
—特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」

2 展覧会の開催 (*協力者等の敬称略)

① 企画展「平成29年収蔵資料展「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」—特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」

開催期間 2月3日(金)～5月21日(日)

開催日数 93日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

協力 勢岩寺、大日堂、彦根市、彦根城博物館、彦根 清涼寺、若宮八幡宮、福井禧方

観覧者数 4,094人(4月以降は1,544人)

内容 当館に寄贈された収蔵資料と保管、保存している寄託資料を中心とした企画展を行い、普段は鑑賞する機会が少ない貴重な資料の数々を紹介した。絵画や書、句をはじめとした収蔵資料とともに、焼津市中里に残る焼津と井伊家のつながりを伝える史跡や文化財などを中心に展示した。「井伊家とつながりがあるとは知らなかった」という声もあり、新たな歴史を知っていただく機会となった。

<出品点数> 23点

<出品目録> 勢岩寺の弘法大師像(勢岩寺蔵)、大日堂の不動明王像、大日堂の吉祥天像(以上2点大日堂蔵)、若宮八幡宮の棟札(若宮八幡宮蔵)(以

② 企画展「高草山周辺の文化遺産」

開催期間 6月2日(金)～10月1日(日)

開催日数 105日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

協力 猪之谷神社、香集寺、弘徳院、勢岩寺、大日堂、彦根市、彦根城博物館、彦根 清涼寺、若宮八幡宮、福井禧方

観覧者数 6,177人

内容 高草山周辺には、焼津の他の地域に比べ文化遺産が有形無形、指定未指定を問わず数多く存在している。そこで、文化遺産の宝庫とも言える東益津地域の文化遺産を紹介する企画展を行った。指定文化財(有形)を軸に、高草山の植物や古墳から出土した鉄製品などを展示し、焼津市中里に残る焼津と井伊家のつながりを伝える史跡なども紹介した。高草山はハイキングで訪れる方も多いためか、関心をもって来館される方が多くみられた。

<出品点数> 18点

<出品目録> 猪之谷神社の六鈴鏡(猪之谷神社蔵)、香集寺の絵馬(香集寺蔵)、弘徳院の絵馬(弘徳院蔵)、勢岩寺の弘法大師像(勢岩寺蔵)、大日堂の

不動明王像、大日堂の吉祥天像（以上2点大日堂蔵）、若宮八幡宮の棟札（若宮八幡宮蔵）（以上7点当館寄託）、井伊直孝公複製甲冑「朱塗赤絲威二枚胴具足」（個人蔵）、鉄刀5点、鏢3点、銀象嵌円頭大刀把頭、オミキスズ、竹筒（以上11点当館蔵）



「高草山周辺の文化遺産」

③ 企画展 「焼津のお城拝見！ー特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」

開催期間 10月6日(金)～1月28日(日)

開催日数 94日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

協力 岡山県長谷山法泉寺、熊野神社、彦根市、彦根城博物館、彦根 清涼寺、広島市立中央図書館、藤枝市郷土博物館、山梨県立博物館、利右衛門自治会、若宮八幡宮、原川弘治、原田令嗣、福井禧方、見崎関雄

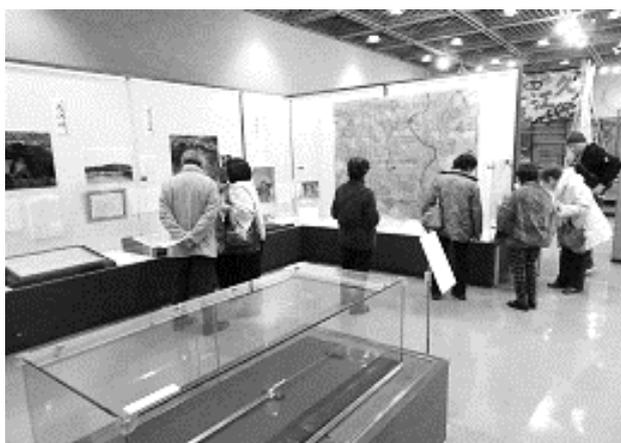
観覧者数 4,232人

内容 市内にはどんな城があったのかを城跡の様子や関連する資料等で紹介する企画展を開催した。特に発掘調査が行われた小川城遺跡については出土した遺物も多く展示し、常設展示部分を一部活用して企画展スペースを通常よりも広く取ることとした。「焼津にこんな城があったなんて知らなかった」などの声も聞かれ、興味深そうに観賞する来場者の姿があった。また、平成29年NHK大河ドラマに関連して井伊家と焼津のつながりを紹介する特別展示を引き続き行った。

〈出品点数〉 100点

〈出品目録〉 「今川記」、「甲陽軍鑑」（以上2点藤枝市郷土博物館蔵）、「今川義元判物」（利右衛門自治会蔵）、「朝比奈信置判物」、「旗掛け石絵図」（以上2点個人蔵）、「徳川家康朱印状」（個人蔵）、大身

槍 銘長吉作（熊野神社蔵）、若宮八幡宮の棟札（若宮八幡宮蔵）（以上2点当館寄託）、井伊直孝公複製甲冑「朱塗赤絲威二枚胴具足」（個人蔵）、灰釉瓶子、墨書土器（記号）5点、墨書土器「仏」、墨書土器「七郎丸」2点、墨書土器「千力」、墨書土器「玄如」、鉄鍋、漆椀4点、曲物2点、折敷、箸、櫛、刀子、筭、包丁、刀、永楽通宝2点、開元通宝、聖宋元宝、元祐通宝、元豊通宝、洪武通宝、皇宋通宝、景祐元宝、青磁各種3点、白磁各種5点、染付小皿2点、青磁小皿2点、茶臼、水差、建水、筒型香炉、天目茶碗2点、将棋駒3点、形代（舟形）2点、付け札、山札、蘇民将来札2点、形代（獅子頭）、形代（人形）、形代（矢尻形）、護符、呪符2点、塔婆3点、形代（刀形）、形代（魚形）2点、小川城門柱、焼けた下駄、焼けた櫛、焼けた青磁小皿、焼けた染付小皿3点、焼けた水差、焼けた天目茶碗3点、焼けた灰釉小皿、焼けた鉄釉小皿2点、「明治9年小川村大絵図」、「花沢城攻撃の武田氏陣形図」（以上89点当館蔵）



「焼津のお城拝見！ー特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」

④ 企画展 「焼津市指定文化財展 「寺社の宝物と祭り」

開催期間 2月2日(金)～5月27日(日)

開催日数 99日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

協力 猪之谷神社、海蔵寺、光心寺、獅子木遣り保存会、下江留自治会、成道寺、勢岩寺、長徳寺、盤石寺、藤守の田遊び保存会、普門寺、利右衛門自治会

観覧者数 4,327人(3月末までは2,418人)

内容 焼津市内には有形・無形あわせて64件の指定文化財がある。本展示では、その中から寺社

に関する指定文化財を中心に紹介し、普段は見ることのできない寺社の宝物を一般公開し、多くの方に鑑賞していただくことを目的とした。来館者からは、「身近な寺社の歴史を知ることができた」、「宝物をまとめて見られてよかった」など好評の声を多数いただいた。

〈出品点数〉 16点

〈出品目録〉 成道寺の百萬塔（成道寺蔵）、「一遍上人縁起絵」断簡（海蔵寺蔵）、焼津神社獅子木遣り衣装・錫杖（獅子木遣り保存会蔵）、掛川城主山内一豊の判物（盤石寺蔵）、鰐口（利右衛門自治会蔵）、猪之谷神社の六鈴鏡（猪之谷神社蔵）、光心寺の麒麟の笙、箏、龍笛（以上3点光心寺蔵）、勢岩寺の弘法大師像（勢岩寺蔵）（以上5点当館寄託）、藤守の田遊び次第、ショッコ、万燈花のショッコ、飯淵不動尊御札、英雲上人免許状（以上5点当館蔵）



「焼津市指定文化財展 「寺社の宝物と祭り」

⑤ 大井川民俗資料保管庫特別公開

開催日時 11月3日(金・祝) 午前9時～午後2時

会場 大井川民俗資料保管庫

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

来場者数 160人

内容 文化財保護強調週間と大井川商工祭り「おおいがわフェア」の開催にあわせて、大井川民俗資料保管庫を特別公開した。当日は、普段は見ることができない千石どおし、唐箕などの農機具や足踏みミシンなどの民具を公開し、職員が来場者の説明にあたった。また、縄ない・正月飾りづくりの体験会を開催し、参加者は自作の作品を持ち帰った。



大井川民俗資料保管庫特別公開

⑥ ミニ展示 「ひな人形」

開催期間 2月2日(金)～4月3日(火)

開催日数 52日

会場 常設展示室民具コーナー

内容 民具コーナーの一角において、江戸から昭和にかけて作られたひな人形の展示を行った。桃の節句の時期にあわせたもので、江戸時代の享保雛や可愛いミニ雛などを展示した。細かい部分まで丁寧に作られた人形たちを、じっくりと鑑賞している見学者の姿が見られた。

〈出品点数〉 4点

〈出品目録〉 享保雛一对、内裏雛一对、ミニ雛一式、御所車1点（以上4点当館蔵）



ミニ展示「ひな人形」

Ⅲ 教育・普及活動

1 講演会、体験学習等の開催

平成 29 年度の開催回数は合計 29 回（講演会・講座 3 回、体験学習 13 回、出張講座 13 回）、参加者は合計 2,391 人である。

（1）講演会 計 189 人

① 歴史文化講演会 「井伊直虎とその時代」

講師 本多隆成さん（静岡大学名誉教授）
開催日時 11月18日（土）午後2時～3時40分
開催会場 焼津文化会館3階会議室
聴講者数 96人
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
内容 東海地域史を専門とする本多隆成さんを講師に迎え、講演会を開催した。今川、徳川、武田といった大名に囲まれた遠州の小領主井伊氏がどのようにして戦国時代を生き延び、「徳川四天王」に名を連ねるようになったのかなどをお話いただいた。井伊家の当主直虎が焼津市生まれの井伊直孝の縁者であることや、直虎が当年のNHK大河ドラマの主人公であることなどから、市民を中心に多くの聴講者が訪れ、「資料がたくさん揃えられて、とても興味深く、参考になりました」などの感想がよせられた。



「井伊直虎とその時代」

② 歴史文化講演会 「世界が認める焼津人に聞く！ 謎の古代都市「テオティワカン」」

講師 杉山三郎さん（考古学者・愛知県立大学大学院国際文化研究科特任教授）
開催日時 2月17日（土）午後2時～3時40分
開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 93人

聴講料 無料

主催 焼津市市民活動交流センター運営協議会、歴史民俗資料館

内容 世界的に活躍する考古学者の杉山三郎さんを講師に迎え、焼津市市民活動交流センター運営協議会との共催で講演会を開催した。焼津市小川出身の杉山さんは、30年にわたってメキシコの古代都市「テオティワカン」の発掘調査・研究を行っている。講演会では「テオティワカン」の構造、自然と共に生きた古代人の様子や文化などについての研究成果が紹介されたほか、仕事にロマンを持って生きることの素晴らしさ・大切さについても語られ、好評を博した。



「世界が認める焼津人に聞く！ 謎の古代都市「テオティワカン」」

（2）公開講座 計 97 人

① 「志太平野の戦と山城」

講師 河合修さん（元焼津市史編集委員）
開催日時 7月8日（土）午後2時～3時45分
開催会場 焼津文化会館3階会議室
聴講者数 97人
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館

内容 元焼津市史編集委員の河合修さんを講師に迎え、公開講座を開催した。中世の志太平野を支配していた今川氏についての様々な資料による解説や、志太平野の山城について実際の写真を紹介しながらの説明に、聴講者は熱心に耳を傾けていた。アンケートでは、「初心者ですが大変わかりやすく、城の特徴や志太の歴史について豊富な資料で説明していただきました」などの好評の声をいただいた。



「志太平野の戦と山城」

(3) 体験学習 計 1,595 人

① 体験教室（伝統文化子ども教室） 計 225 人

ア 「竹のおもちゃをつくろう！」

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 4月15日(土)

午前の部…午前9時30分～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 26人

参加費(材料費) 200円

内 容 竹を使って竹ぼっくりとプロペラトンボ、みかんでっぼうを作る教室を開催した。参加者は保護者と協力して、普段触れることのないのこぎりや小刀などに苦戦しながらも慎重に作り上げていた。完成後は屋外に場所を移動して、完成したばかりの竹ぼっくりやみかんでっぼうで思い切り楽しく遊ぶ様子が見られた。



「竹のおもちゃをつくろう！」

イ 「七夕かざりをつくろう！」

講師 杉山きみ子さん

開催日時 7月1日(土)

午前の部…午前10時00分～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 37人

参加費(材料費) 100円

内 容 七夕の時季にあわせ、折り紙で七夕かざりを作る教室を開催した。参加者は講師の指導のもと、保護者や青少年ボランティア(午後1人)、友の会ボランティア(午前2人、午後1人)と一緒に7種類のかざりを作った。細かな作業にも一生懸命に取り組み、難しいものも含め1人1人の作品が出来上がると、嬉しそうに掲げて見せていた。



「七夕かざりをつくろう！」

ウ 「水でっぼうをつくろう！」

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日 7月15日(土)

午前の部…午前10時～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時

開催会場 焼津文化会館3階会議室ほか

参加者数 46人

参加費(材料費) 200円

内 容 毎年好評の、昔ながらの竹を材料とした水でっぼうをつくる教室を開催した。子どもたちは慣れない刃物の使い方や、竹にスポンジと布を巻く作業に苦戦しながら、水が上手く出るように何度も繰り返し調整をした。天候にも恵まれ、完成後は参加者全員で清見田公園へ行き、試し撃ちをした。友達と水をかけあったり、木に付いているセミの抜け殻などを標的にしてみたりと楽しく遊ぶ様子が見られた。



「水でっぽうをつくろう！」

エ 「石器時代にタイムスリップ！」

講 師 嶋谷昇さん、竹内英夫さん

開催日時 8月19日(土)

午前10時～午後2時30分

開催会場 焼津市文化センター第4駐車場ほか

参加者数 21人

参加費(材料費) 100円

内 容 石器作りや火おこし体験、狩りの模擬体験を通し、昔の人々の生活を学ぶ教室を開催した。火おこし体験では2人1組で協力しながら舞切りを回し、例年より多くの組が火を起すことができた。火が起きると他の班の子どもたちからも歓声上がり、盛り上がりを見せた。狩りの模擬体験ではクマやシカ、タヌキ、ウサギ、リスの的を狙って矢を射た。小さいほど得点が高く、班ごとで得点を競い合った。



「石器時代にタイムスリップ！」

オ 「まがたまをつくろう！」

講 師 嶋谷昇さん、竹内英夫さん

開催日時 10月14日(土)

午前の部…9時30分～11時30分

午後の部…1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 42人

参加費(材料費) 300円

内 容 滑石を紙やすりで削って勾玉を作る教室を開催した。まず資料館の展示室で実物を見学してイメージを膨らませてから勾玉作りを開始し、講師や保護者に手伝ってもらいながら形を整えていった。手や衣服を粉だらけにしながら夢中で滑石を磨き終わると、ウッドビーズで飾り付けをして完成。出来上がった勾玉を首からさげ、大切に持っている姿が印象的だった。「すごくきれいにできた」「また来年も参加したい」などの声が寄せられ、好評な教室となった。



「まがたまをつくろう！」

カ 「ミニ門松をつくろう！」

講 師 嶋谷昇さん、竹内英夫さん、松下登さん

開催日時 12月23日(土・祝)

午前の部…午前9時30分～11時10分

午後の部…午後1時30分～3時5分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 36人

参加費(材料費) 450円

内 容 お正月を飾るミニ門松を作る教室を開催した。門松は年神様を迎える目印になるもので、飾りも松・竹・梅など縁起の良いものを使う。まず参加者は、ノコギリや小刀などの慣れない刃物を使って竹を切ったり削ったりして形を整えた。その後、「垣根縛り」という特殊な結び方に苦戦しながら一生懸命に飾りつけを行い、講師や職員の指導のもと、それぞれ思い思いの門松を完成させることができた。



「ミニ門松をつくろう！」

キ 「おりがみでミニおひなさま」

講師 杉山きみ子さん

開催日時 2月24日(土)

午前の部…午前10時00分～11時30分

午後の部…午後1時30分～2時50分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 17人

参加費(材料費) 50円

内容 桃の節句を前に、折り紙でおびな、めびな、ぼんぼり、角香箱などのひな飾りを作る教室を開催した。子どもたちは講師の説明をよく聞いて1つずつ作品を作っていた。保護者、青少年ボランティア(午後1人)、友の会ボランティア(午前2人、午後1人)の丁寧な協力もあって、6種類のかわいいひな飾りが出来上がると、皆満足そうな笑顔になり和やかな教室となった。



「おりがみでミニおひなさま」

① 史跡めぐり 計104人

ア 自主運行バスで地域再発見の旅

「軽便鉄道の軌道跡と周辺の史跡巡り」

開催日時 5月17日(水) 午前8時～午後1時

参加者数 16人

講師 中村道広さん(軽便鉄道愛好家)

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 軽便軌道跡、舟形屋敷(青野家)、子安神社、百ヶ間地田跡ほか

内容 講師に軽便鉄道愛好家中村道広さんを迎え、自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。軽便鉄道の軌道跡に沿って、大井川の橋台跡やかつて駅舎のあった場所を巡りながら、舟形屋敷や子安神社などの周辺の史跡を散策した。途中、かつて踏切のあった場所のすぐ横に家を構える理髪店に、当時の貴重な写真やレールの一部などを見せていただくこともできた。



「軽便鉄道の軌道跡と周辺の史跡巡り」

イ 「バスで巡る大井川の歴史ツアー」

開催日時 6月17日(土) 午前9時～午後2時

参加者数 30人

講師 長谷川昭さん(元中学校教諭)、
歴史民俗資料館職員

参加費(バス運賃) 100円

主催 大井川公民館、歴史民俗資料館協力

主な見学場所 島田市谷口橋、大井川堤防、大井川野鳥公園、藤守大井八幡宮、輪中

内容 大井川公民館主催のバスツアーに歴史民俗資料館職員が講師として参加協力した。度重なる大井川の氾濫により長い年月を経て形成された大井川平野(志太平野)とそこに定着した人々の生活と文化について、参加者は講師の説明を聞き実際に現地を見て、先人の知恵と努力を学んだ。

ウ 自主運行バスで地域再発見の旅 「小川と浜通りの歴史探訪」

開催日時 10月26日(木)

午前9時20分～午後1時

参加者数 20人

参加費(バス運賃) 200円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 小川城址、永豊寺、海蔵寺、熊野神社、教念寺、光心寺、小泉八雲滞在の家跡ほか

内容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。今回は小川地区と浜通りを歩く新しいコースで、申し込み開始後、数日で定員に達するほど盛況だった。参加者は、海蔵寺や永豊寺など貴重な文化財が残る寺院や、小泉八雲ゆかりの熊野神社、浜通りの旧跡などの史跡を巡りながら約4.5キロのコースを完歩した。当日は天候にも恵まれ、地域の歴史や文化について楽しみながら学ぶことができた。



「小川と浜通りの歴史探訪」

エ 自主運行バスで地域再発見の旅 「高草山麓の史跡巡りと自然観察」

開催日時 11月25日(土) 午前8時～12時20分

参加者数 17人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 林叟院、風口坂道標、勢岩寺、宝積寺、旗掛石、石脇城跡

内容 高草山研究会の協力を得て、自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、焼津駅からバスに乗って坂本まで移動して、石脇までの約4キロのコースを林叟院や石脇城跡などの史跡を巡りながら歩いた。また、今回は環境保全の観点から、山道のゴミ拾いを行いながら竹林などの現況観察も行った。



「高草山麓の史跡巡りと自然観察」

オ 自主運行バスで地域再発見の旅

「朝比奈川の山の手桜と高草山麓の史跡巡り」

開催日時 3月2日(金) 午前9時～午後3時30分

参加者数 21人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 バクダン淵、薬師堂、長福寺、猪之谷神社、閻魔堂、林叟院、勢岩寺、宝積寺、旗掛石、石脇城跡

内容 山の手未来の会の協力を得て、自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、朝比奈川堤防沿いの河津桜を鑑賞後、猪之谷神社や閻魔堂などの東益津地区の史跡を巡った。山の手未来の会や長福寺、林叟院、宝積寺のご住職の説明を聞きながら、郷土の自然や貴重な文化遺産に触れられた1日となった。



「朝比奈川の山の手桜と高草山麓の史跡巡り」

③ クイズラリー 計1,266人

問題を解きながら常設展示室を見学して回ること
で楽しく学習するラリー形式のクイズイベントである。
郷土の歴史民俗への理解と関心を深めてもらう

ことを目的に平成 14 年度から継続して開催している。問題は小学 4～6 年生向けと中学生～一般向けの 2 コースがある。展示資料から出題し、展示替えに合わせて変更する。正解するまで何度でもチャレンジでき、全問正解者には修了証を発行する。

土日や長期休みなど、学校が休みの日は多くの挑戦者があり、粘り強く問題に取り組む子どもたちの姿が見られた。

開催日時 通年実施 午前 9 時～午後 4 時

参加者数 延べ 1,266 人

(4) 資料館職員出張講座 計 510 人

資料館では焼津市の歴史文化の啓発に努めるべく、職員を派遣しての出張講座を実施している。平成 29 年度は下記のとおり公民館講座を中心に 13 回行い、延べ人数 510 名の参加者を得た。今後とも館外での周知活動を積極的に行っていく予定である。

① 静岡福祉大学「学長と話す会」(歴史、文化財について)

開催日 7 月 20 日(金)

聴講者数 16 人

② 花沢現地説明(名古屋市緑区ルネッサンスフォーラム)

開催日 7 月 21 日(金)

聴講者数 40 人

③ 東益津地区合同社会学級「東益津の文化財」

開催日 9 月 9 日(土)

聴講者数 86 人

④ 小川公民館 生き活き学級「焼津の歴史」

開催日 9 月 20 日(水)

聴講者数 64 人

⑤ 大井川中学校「人生の達人に学ぶ会」

開催日 9 月 22 日(金)

聴講者数 60 人

⑥ 小川公民館 女性講座「焼津の歴史」

開催日 10 月 12 日(木)

聴講者数 64 人

⑦ 東益津公民館 高草学級「東益津の文化財」

開催日 10 月 13 日(金)

聴講者数 31 人

⑧ 静岡県文化財建造物監理士等ステップアップ講座「花沢重要伝統的建造物群保存地区の概要と修景事業について」

開催日 11 月 19 日(日)

聴講者数 20 人

⑨ 焼津港 100 年会議(かまぼこ屋根の会)「焼津流、平和の作り方」(焼津の平和について：屋外)

開催日 11 月 25 日(土)

聴講者数 13 人

⑩ 豊田幼稚園 みどり家庭教育学級親子学習会「親子で遊ぶ焼津・花沢の里」

開催日 12 月 2 日(土)

聴講者数 50 人

⑪ ペパーミント学級「かけ足で巡る～地域を再発見～焼津 de 幸せと学びの七福神めぐり」

開催日 12 月 13 日(水)

聴講者数 12 人

⑫ 豊田公民館 ありのみ学級「焼津の歴史」

開催日 2 月 23 日(金)

聴講者数 39 人

⑬ 焼津港 100 年会議(かまぼこ屋根の会)「焼津流、平和の作り方」(焼津の歴史について：座学)

開催日 3 月 10 日(土)

聴講者数 15 人

2 広報活動

① 資料館だよりの発行

歴史民俗資料館の活動内容を広く市民に知らせるため、「資料館だより」を発行している。

紙面の主な内容は催し物の開催案内や活動報告である。企画展や講座・講演会、体験教室などのさまざまな催し物の告知や活動の様子、参加者の声などを写真とともに紹介している。

また、国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」や静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」に関する記事、新たに指定した市の指定文化財の紹介などを掲載している。

平成29年度は「96号」「97号」「98号」の3号を発行した。

② 焼津市歴史民俗資料館ホームページ

市のホームページに、歴史民俗資料館の利用案内をはじめ、催し物の開催案内、刊行物や焼津市史関連書籍の案内、文化財などの歴史文化の紹介、資料館だよりなどを掲載している。

刊行物は、これまでに開催した特別展や企画展の図版、発掘調査報告書などである。焼津市史関連書籍については、市史編さん事業の概要と書籍の紹介及び販売案内を掲載している。

文化財などの歴史文化を紹介するコーナーでは、指定文化財や地域に伝わる昔話、方言などを紹介している。

資料館だよりは、PDF形式で最新号及びバックナンバーを掲載している。

③ 年報の発行

前年度の事業をまとめた『年報』を発行し、全国の博物館・資料館などの関係機関に送付している。平成29年度は、平成28年度の『年報31』（A4版62頁）を平成29年10月31日に発行した。

④ ポスター・ちらしの発行

各種催し物の開催にあたっては、広く市民に知らせるため、広報用ポスターやちらしを作成し、配布している。

配布先は、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校などの教育施設や、公民館・図書館・文化会館・ディスカバリーパーク焼津などの公共施設である。

また、企画展の開催時には、県内の博物館施設をはじめ、市内の駅や宿泊施設、金融機関、店舗等にもポスターの掲示やちらしの配布について依頼し、より多くの方へ周知を図っている。

3 博物館実習生の受け入れ

歴史民俗資料館では、大学で学芸員資格の取得を目指している学生を、博物館実習生として夏季期間に受け入れている。

平成29年度は1人を受け入れた。研修期間は8月3日から8月13日までの月曜日を除く10日間。出土遺物や寄贈資料の整理といった資料館のバックヤード業務や展示室での接客、自主事業の事前準備、静岡県指定無形民俗文化財である「焼津神社獅子木遣り」随行などの実習を行い、多方面から資料館での通常業務を体験した。



博物館実習の様子

IV 関連事業

1 歴史観光ルート開発事業

地方創生事業の一環で、平成 28 年度から政策企画課、観光振興課、焼津市観光協会等と連携し、歴史観光ルート開発事業を展開している。平成 29 年度には、前年度に実施した遺跡・史跡整備事業の効果を高め交流人口の増加に資するため、歴史観光ルートを紹介するガイドを製作した。

『焼津辺文化遺産ガイド 高草山周辺ルート』は A 5 判 44 頁(表裏含む)全カラー刷の冊子で、52,500 部発行した。高草山及びその周辺に所在する文化財を中心に紹介している。遺跡・史跡編、街道・町なみ編、寺社・信仰・祭り編、自然編、近現代遺産編に 5 大別し、計 33 の文化遺産を取り上げた。伝説や昔話なども盛り込み、各文化遺産を訪れた際に、説明者がいなくても歴史を実感できるよう工夫した。

冊子は市内外の関係各所にて無料配布し、好評の声をいただいている。



「焼津辺文化遺産ガイド 高草山周辺ルート」

V 文化財保護事業

1 埋蔵文化財の保護

平成 29 年度の埋蔵文化財調査は、開発行為に伴う 14 件の埋蔵文化財の調査を実施した。内訳は確認調査 2 件、立会調査 12 件（文化財保護法第 93 条 11 件、同第 94 条 1 件）である。

※以下の記載は、
製本時の表現方法を変えて掲載しています。

(1) 確認調査

確認箇所 2 遺跡

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
藤守遺跡	1 件
清水遺跡	1 件

(2) 立会調査

① 文化財保護法第 93 条

確認箇所 11 遺跡

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
道添遺跡	1 件
金鋼作遺跡	5 件
藤守遺跡	2 件
塩津古墳群	1 件
清水遺跡	1 件
坂本遺跡	1 件

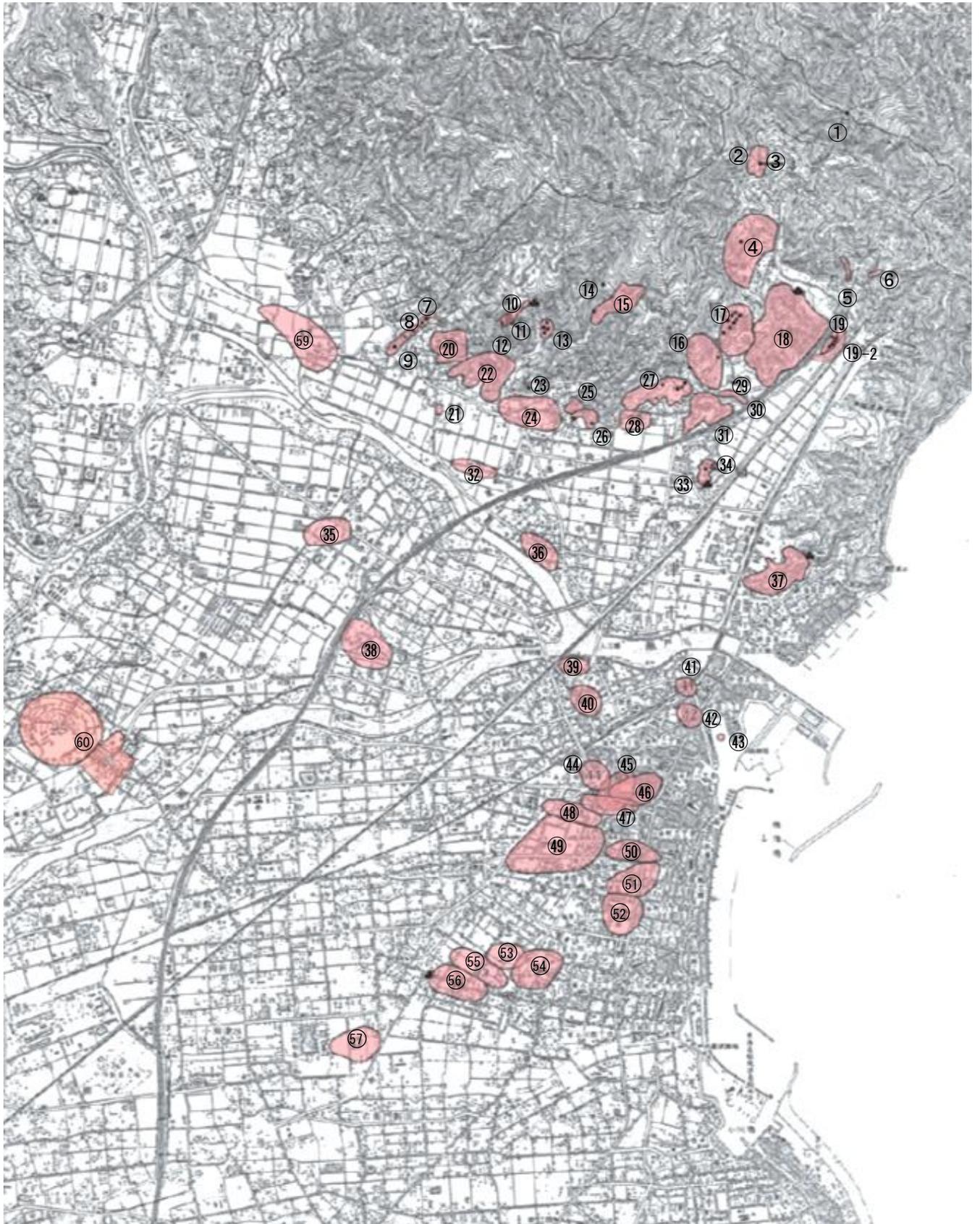
② 文化財保護法第 94 条

確認箇所 1 遺跡

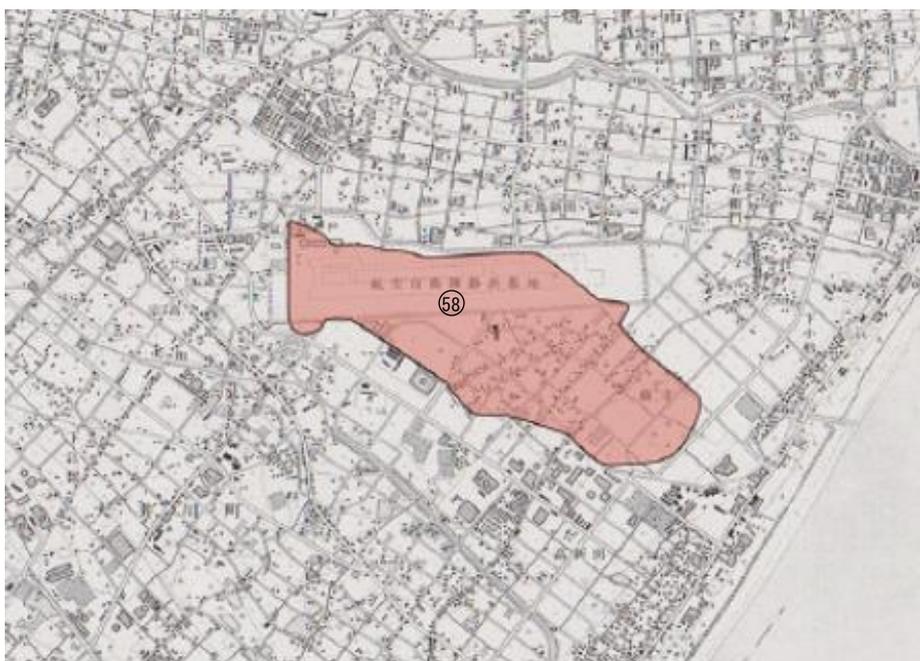
確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
小深田遺跡	1 件

埋蔵文化財包蔵地（焼津地区）



埋蔵文化財包蔵地（大井川地区）



埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代
1	狼煙山古墳	古墳(後)
2	別所ノ段遺跡	縄文
3	別所古墳	古墳(後)
4	吉津古墳群	古墳(後)
5	向山古墳群	古墳(後)
6	兎沢古墳群	古墳(後)
7	沢添古墳	古墳(後)
8	筏場古墳群	古墳(後)
9	上屋敷古墳群	古墳(後)
10	方ノ上城跡	室町
11	方ノ上(七谷)経塚	中世
12	方ノ上古墳	古墳(後)
13	荒芝古墳群	古墳(後)
14	下権現古墳	古墳
15	笛吹段古墳群	古墳(後)
16	上ノ山古墳群	古墳
17	高崎古墳群	古墳
18	花沢城跡	戦国
19	保録ヶ谷古墳群	古墳
19-2	保録ヶ谷遺跡	古墳～中世
20	奥屋敷古墳群	古墳(後)
21	山田屋敷跡	中世
22	宮腰古墳群	古墳(後)
23	奥之谷古墳	古墳
24	坂本遺跡	古墳
25	東海道古墳群	古墳
26	宮ノ久保古墳群	古墳(後)
27	篁沢古墳群	古墳
28	風尾遺跡	弥生～中世
29	宮山古墳	古墳
30	谷崎古墳群	古墳

No.	名称	時代
31	谷山古墳群	古墳
32	方ノ上遺跡	古墳、中世
33	石脇城跡	室町
34	山崎古墳群	古墳
35	越後島遺跡	奈良
36	中里遺跡	鎌倉
37	当目砦跡	戦国
38	大覚寺遺跡	古墳～近世
39	落合遺跡	
40	牛田遺跡	奈良
41	中港北遺跡	弥生、古墳
42	中港遺跡	弥生
43	弁天遺跡	縄文
44	堤添遺跡	古墳、中世
45	塩津古墳群	古墳(後)
46	道下遺跡	古墳～室町
47	道添遺跡	古墳～室町
48	蛭田遺跡	奈良
49	宮之腰遺跡	古墳～室町
50	南屋敷遺跡	古墳～室町
51	須賀遺跡	古墳
52	赤塚遺跡	古墳
53	小深田西遺跡	古墳
54	小深田遺跡	古墳
55	道場田遺跡	弥生～室町
56	小川城遺跡	古墳～室町
57	金鋼作遺跡	弥生、古墳
58	藤守遺跡	縄文～近世
59	清水遺跡	弥生、奈良
60	田中城跡	中世・近世

2 文化財の保護・顕彰事業

(1) 文化財保護審議会の開催

平成 29 年度は 4 回の審議会を開催した。平成 29 年度は委員の改選があり、委員数は改選前・改選後ともに 9 人である。

開催日	内 容
6 月 26 日 (木)	【報告】平成 28 年度事業報告について、平成 29 年度事業計画について、その他
10 月 20 日 (金)	【委嘱状交付】 【報告】焼津市指定文化財「香集寺の仁王門」について、焼津市指定文化財「焼津笠製作技術」の保持者について、焼津市花沢伝統的建造物群保存地区における事業の進捗について、浜通りの服部家について、藤守の田遊び伝承館について、11 月 3 日の大井川資料保管庫公開について
12 月 14 日 (木)	【報告】焼津市指定文化財「香集寺の仁王門」の指定解除について、焼津市花沢伝統的建造物群保存地区保存計画について 【現地視察】焼津市花沢伝統的建造物群保存地区ビジターセンター予定地、藤守の田遊び伝承館建築現場
3 月 22 日 (木)	【報告】花沢保存対策事業について、花沢城跡及び石脇城跡の整備について、浜通り活性化事業について、藤守の田遊び伝承館について

焼津市文化財保護審議会委員名簿

(任期：平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)

	氏 名	分 野
会 長	落合 孟郎	動植物
副会長	増田 俊彦	動植物
委 員	梶田 恵光	郷土史
	八木 勝行	史跡・考古資料
	揖斐 洸	水産加工
	近藤 道子	郷土史
	新井 真	建造物
	川口 円子	民俗
	田中 祥朗	郷土史

(任期：平成 29 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日)

	氏 名	分 野
会 長	落合 孟郎	動植物
副会長	増田 俊彦	動植物
委 員	八木 勝行	史跡・考古資料
	揖斐 洸	水産加工
	近藤 道子	郷土史
	新井 真	建造物
	川口 円子	民俗
	田中 祥朗	郷土史
	外立 ますみ	民俗



12 月 14 日現地視察「藤守の田遊び伝承館」建設現場

(2) 文化財等の保護及び顕彰

① 環境整備事業（文化財清掃）

毎月 1 回程度、市内の史跡、遺跡等において、除草作業や通路の整備などを行っている。平成 29 年度については計 16 回の文化財清掃を実施した。実施場所は、兎沢古墳群、笥沢古墳群、笛吹段古墳群、石造り波除け堤防モニュメント、小泉八雲諷詠之碑（浜通り）、史跡「井伊直孝産湯の井」、石脇城跡、花沢城跡等である。石脇城跡、花沢城跡については、地元及び地権者の同意を得て竹林部及び見学コース部分の整備を継続している。石脇城跡は焼津市役所の有志でつくる「高草山研究会」と共同で整備作業を実施しており、城跡全体の景観整備を目指している。



花沢城跡
清掃作業風景

② 天然記念物（旭伝院のマツ、臥竜のマツ）の消毒

焼津市指定天然記念物である旭伝院のマツと臥竜のマツ（ともに焼津市保福島に所在）を害虫の被害から守るため、4 月 27 日と 5 月 10 日の 2 回にわたり消毒作業の支援を行った。

旭伝院のマツは樹齢 600 年と推定される大木で、樹高が 20m 以上あるため、中部電力株式会社藤枝営業所の協力により高所作業車を使用して作業を行っ

た。臥竜のマツは堂々とした竜が横たわっているような極めて珍しい樹形で、両日にあわせて消毒を実施した。一時は樹勢が衰えていた松であったが、消毒作業のかがあって回復傾向にある。



マツの消毒作業

③ 文化財等説明看板の改修

「法永長者」として有名であった、長谷川正宣の館跡である小川城遺跡を解説する案内看板の劣化が激しかったため、版面の改修を行った。

(3) 焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

平成 26 年 9 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された焼津市花沢では、住民と行政の協働で保存対策事業を実施している。平成 29 年度には主屋 1 棟と 3 棟の附属屋の修理補助事業、花沢地区独自の多角的災害に対応するための防災計画策定事業（2 カ年の 1 年目）を国庫・県費補助を得て実施した。その他、伝統的建造物群保存地区保存審議会及び専門部会を計 5 回開催した。また、茨城県桜川市で行われた全国伝統的建造物群保存地区協議会（以下、「伝建協」という。）総会及び山梨県甲州市で行われた伝建協関東甲信越静岡ブロック会議・担当者研修会に職員を派遣し、各伝建地区担当者との情報交換を行った。

① 修理修景事業

年度	建築物種別	内容	棟数
平成 27 年度	附属屋	特定物件修理	1 棟
	蔵	特定物件修理	1 棟
平成 28 年度	附属屋	特定物件修理	2 棟
平成 29 年度	主屋	特定物件修理	1 棟
	附属屋	特定物件修理	3 棟

② 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会及び専門部会

開催日	開催形態	内容
6 月 4 日 (日)	審議会	【報告】平成 29 年度事業の進捗状況についてほか 【協議】現地確認及び平成 30 年度以降の修理等事業並びに防災計画策定についてほか
11 月 23 日 (木・祝)	専門部会	【協議】平成 29 年度修理事業及びビジターセンター整備事業についてほか
11 月 23 日 (木・祝)	審議会	【報告】平成 29 年度事業の進捗状況について 【協議】今後の修理事業計画と補助対象事業について、ビジターセンター構想についてほか 【諮問】焼津市伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について
平成 30 年 2 月 18 日 (日)	専門部会	【協議】ビジターセンター保存活用計画について、建築基準法制限緩和についてほか
2 月 18 日 (日)	審議会	【報告】平成 29 年度事業の進捗状況について 【協議】平成 30 年度の修理等事業計画についてほか

(4) 花沢地区ビジターセンター整備事業

花沢伝統的建造物群保存地区の保存対策事業の一環として、集落の入口付近に所在する空き家を整備し、ビジターセンターとして利用するため、土地及び建物の買取事業を、国庫補助を得て実施した。当該家屋は街道沿いに位置し、空き家となって久しいため傷みが激しく、景観的にも防災的にも危惧されていた。この建物が除却された場合、街道沿いに建物と石垣が連続する花沢の歴史的風致の主景観が崩れることから、修理により整備する方針を固めた。また、現在は地区内に見学施設がなく、そのためもあって敷地内への無断侵入なども発生しており、総合的に勘案してビジターセンターとして花沢地区の伝統的家屋の特徴を学ぶ場として整備しつつ、地区内見学の注意喚起にも効果的な機能を持たせることとした。

平成 29 年 10 月に所有者との協議が整い、土地及び建物を買上げ、現在は焼津市の行政財産として文化財課が管理している。建物の傷みが激しいことから、屋根をシートで覆い、建物に悪影響を与えていた内部の残置物を撤去し、繁茂していた植栽を伐採するなど応急的な措置を講じた。また、耐震性能評価を含めた建造物の基本調査を、独立行政法人国

立高等専門学校機構小山工業高等専門学校に依頼し実施した。その結果、主屋は19世紀初頭の建造で元茅葺であったこと、3つの画期にわたって増改築が行われたことなどが判明し、花沢地区の中でも歴史的価値を有すものであることが明らかとなった。

市では主屋とその南側に接続する附属屋を平成29年12月に特定物件に指定し、保存を図った。今後、平成30年度に保存活用計画の策定及び実施設計、平成31年度に修理事業の実施を計画している。



花沢地区ビジターセンター予定建物



花沢地区ビジターセンター応急修繕後

(5) 浜通り再生検討事業

浜通りでは現在、同地区の活性化に向け浜通り活性化フォーラム（以下、「フォーラム」という。）が設立され、当課は文化財的な視点で協議に加わっている。平成29年度には焼津水産翁の1人に数えられる服部安次郎生家、通称「帆屋」について、土地建物ともに所有者から市へ寄附された。当課では寄附に関する事務手続き、家屋内の清掃、敷地内の草刈り等を担当した。約599㎡の敷地内には主屋、蔵、倉庫等があり、主屋と蔵は浜通りを代表する歴史的な建築物と考えられる。主屋は2棟を繋いだもので、街道から向かって左側の建物は屋根勾配が緩く、海風を避ける工夫がなされており、明治前期以前の特徴を備えている。蔵は堀川沿いに位置し、かつて堀

川を利用して物資が行き交った浜通りの景観を特徴付ける建物である。

浜通りの歴史文化と関連の深い当該建物については、フォーラムで浜通り活性化の拠点として利用する検討が始まった。今後はフォーラム内で建物の有効利用が協議されていくことになる。



浜通りの服部家

(6) 関係団体支援

① 獅子木遣り保存会

静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」は、焼津神社例大祭中の8月13日に公開される。神輿渡御行列の先導として、青年に担がれた雌雄一對の獅子の運びに合わせ、手に錫杖を持った華やかな手古舞姿の少女たちが「木遣り歌」を歌いながら行列の道中を清めて歩く民俗行事である。

獅子木遣り保存会は獅子木遣りの維持保存と継承者の育成を目的に昭和53年に設立された。毎年、小学生の女子を対象とした参加者の募集と木遣り歌の歌唱指導、公開事業を実施している。歴史民俗資料館では、参加者募集、練習や衣装揃えの立会い、公開事業の立会いなど、保存会の支援を行っている。

平成29年度は65人の少女たちが参加、木遣り歌を精一杯歌いながら全員が完歩し、役目を果たした。



8月13日 獅子木遣り

② 藤守の田遊び保存会

国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」は、藤守大井八幡宮において毎年3月17日に実施される例年祭で、その年の豊穰と平和を祈願するため、夜を徹して行われる芸能である。

藤守の田遊び保存会は、藤守の田遊びの保存を図ると共に、住民文化の振興に寄与し、明るい市の発展に役立てることを目的に昭和37年より活動している。毎年4月から事前準備を始め、新年1月以降実質的な準備に入り、3月17日の現地公開を迎える。

歴史民俗資料館では藤守の田遊びの保存継承支援のため、保存会への補助金交付や現地公開の立会い等を行っている。現地公開当日は、土曜日だったこともあり、寒い時期にもかかわらず遠方からも多くの見学者が集まり、盛況に行われた。また、完成した藤守の田遊び伝承館も公開された。



3月17日 藤守の田遊び

(7) 文化財保護助成事業

① 国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承事業への補助金交付

事業者 藤守の田遊び保存会
事業名 重要無形民俗文化財藤守の田遊び保存伝承事業
事業内容 重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」の公開等、後世への保存伝承事業
実施期間 平成29年4月1日～30年3月31日
総事業費 1,144,691円
補助金額 290,000円

(8) 藤守の田遊び伝承館建設事業補助金

藤守の田遊び伝承館（以下、「伝承館」という。）の建設は、田遊び保存会が平成17年度に要望書を提

出して以来の長年の要望だった。平成28年度より協議が進展し、平成29年度に市の支援が決定して、伝承館建設が本格化した。市では田遊び振興基金1,500万円と同額をふるさと寄付基金より支援し、残りを田遊び保存会が支出して、平成30年2月、竣工を迎えた。面積約138㎡、木造平屋建ての建物内には伝承室（練習スペース）、展示室等が設けられ、田遊びの保存伝承と周知活動を行う施設となっている。今後は、練習のほか、一般公開や田遊び教室などを行い、貴重な文化財を広く周知し、交流人口の増加にも資することが期待される。

事業者 藤守の田遊び保存会
事業名 藤守の田遊び伝承館建設事業補助金
事業内容 「藤守の田遊び伝承館」の建設事業
実施期間 平成29年9月14日～30年2月12日
総事業費 39,424,485円
補助金額 30,000,000円



藤守の田遊び伝承館

(9) 国庫補助文化財保護事業 (市内遺跡出土木製保存処理委託業務)

市内遺跡から出土した発掘資料の保存処理は、国・県の補助金交付を受けて、平成17年度から継続的に実施している。平成29年度は小深田遺跡、道場田・小川城遺跡出土遺物（木製品85点）の保存処理を実施した。保存処理は株式会社吉田生物研究所に委託し、高級アルコール法により処理し、折損部修復、樹種同定を行った。

実施期間 平成29年6月3日～平成30年3月4日
総事業費 2,000,000円
国庫補助金 1,000,000円
県費補助金 500,000円

3 指定文化財一覧 (平成30年3月31日現在)

国重要文化財

種類	名称	所在地	管理者等	指定年月日
絵画	けんぼんぼくがたんさいろようだるまず 絹本墨画淡彩芦葉達磨図	一色	成道寺	平成7年6月15日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和52年5月17日

国選定 重要伝統的建造物群保存地区

種類	名称	所在地	選定年月日
重伝建	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び野秋の各一部	平成26年9月18日

国の登録有形文化財

種類	名称	所在地	管理者等	登録年月日
建造物	ほらだけじゅうたく 原田家住宅(主屋ほか離れ、文庫蔵、表門の4棟)	浜当目	個人	平成30年3月27日

国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

種類	名称	所在地	管理者等	選択年月日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和46年4月21日
	ししきや 焼津神社の獅子木遣りと神ころがし	焼津2丁目	獅子木遣り保存会	昭和53年12月8日

県指定文化財

種類	名称	所在地	管理者等	指定年月日
彫刻	もくぞうしょうかんのんりゅうぞう 木造聖観音立像	花沢	法華寺	昭和33年4月15日
工芸	びぜんおさふねながよし 太刀 銘「備前長船長義」	焼津5丁目	個人	昭和31年10月17日
	びしゅうおさふねじゅうなりいえ 太刀 銘「備州長船住成家」	〃	個人	昭和33年4月15日
	かげつぐ 太刀 銘「景次」	〃	個人	昭和38年12月27日
民俗	ししきや 焼津神社獅子木遣り	焼津2丁目	獅子木遣り保存会	昭和53年3月24日

市指定文化財

種類	名称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	ほっけじ におうもん 法華寺の仁王門	花沢	法華寺	昭和42年12月4日
	りんそういん きょうぞう 林叟院の経蔵	坂本	林叟院	昭和42年12月4日
	かいぞうじ ほんぞんずし 海蔵寺の本尊厨子	東小川6丁目	海蔵寺	昭和46年10月1日
	りんそういん しょうろう 林叟院の鐘楼	坂本	林叟院	昭和47年5月17日
	おおいじんじゃほんでん 大井神社本殿	保福島	大井神社	昭和51年6月2日
	えいほうじ さんもん 永豊寺の山門	西小川3丁目	永豊寺	昭和60年2月21日
	こうしゅうじ いしどうろう 香集寺の石燈籠	浜当目	香集寺(弘徳院)	昭和61年9月30日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	なへじんじゃ じょうやとう 那閉神社の常夜燈	浜当目3丁目	那閉神社	昭和61年9月30日
	りんそういん ほうきょういんとう 林叟院の宝篋印塔	坂本	林叟院	昭和61年9月30日
	じょうどうじ ほうきょういんとう 成道寺の宝篋印塔	一色	成道寺	昭和61年9月30日
	わかみやちまんぐう いしばし 若宮八幡宮の石橋	中里	若宮八幡宮	平成17年10月20日
	かいぞうじほんどう 海蔵寺本堂	東小川6丁目	海蔵寺	平成27年11月4日
絵画	こうとくいん えま 弘徳院の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	こうしゅうじ えま 香集寺の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	ちょうとくじごうてんじょう え 長徳寺格天井の絵	飯淵	長徳寺	昭和49年10月30日
	にほんぜんしょうせんまんねんの ず 日本全勝千万年之図	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	かいぞうじ えま 海蔵寺の絵馬	東小川6丁目	海蔵寺	平成9年9月30日
	いっぺんしょうにんえんぎえ だんかん 「一遍上人縁起絵」断簡	東小川6丁目	海蔵寺	平成17年10月20日
彫刻	だいにちどう きつしょうてんぞう 大日堂の吉祥天像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	だいにちどう ふどうみょうおうぞう 大日堂の不動明王像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	ほうしゃくじ じぞうぼさつぞう 宝積寺の地藏菩薩像	石脇下	宝積寺	昭和47年11月28日
	せいがんじ こうぼうだいしぞう 勢岩寺の弘法大師像	石脇下	勢岩寺(歴史民俗資料館)	昭和48年6月23日
	ふどうみょうおうりゅうぞう 不動明王立像	飯淵	長徳寺	昭和62年2月12日
工芸品	いいのやじんじゃ ろくれいきょう 猪之谷神社の六鈴鏡	関方	猪之谷神社(歴史民俗資料館)	昭和41年9月21日
	じょうどうじ ひやくまんとう 成道寺の百萬塔	一色	成道寺	昭和41年9月21日
	こうしんじ きりん しょう 光心寺の麒麟の筥	東小川1丁目	光心寺(歴史民俗資料館)	昭和42年5月9日
	かいぞうじ ずし 海蔵寺の厨子 つけたり ずし ないのうにゅうひん 附 厨子内納入品 うちずし 一、内厨子 まも ほんぞん 一、守り本尊	東小川6丁目	海蔵寺	昭和44年12月17日
	わにぐち 鰐口	利右衛門	利右衛門自治会	昭和49年10月30日
	ていぜんいん わにぐち 貞善院の鰐口	焼津6丁目	貞善院	昭和53年1月21日
	ふもんじ はんしょう 普門寺の半鐘	焼津6丁目	普門寺	昭和53年1月21日
	おおみやり めいながよしさく 大身槍 銘長吉作	東小川5丁目	熊野神社(歴史民俗資料館)	平成27年7月24日
書跡	へんがく じょうふざん 扁額「静富山」	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	わかみやちまんぐうむなふだ 若宮八幡宮棟札	中里	若宮八幡宮(歴史民俗資料館)	昭和53年9月1日
古文書	かけがわじょうしゅやまうちかずとよ ほんもつ 掛川城主山内一豊の判物	中島	盤石寺	昭和49年10月30日
	いまがわよしもとはんもつ 今川義元判物	利右衛門	利右衛門自治会	平成15年4月4日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
古文書	さかもとさだつぐ こまいかつもりれんしよじょう 坂本貞次・駒井勝盛連 署 状	石脇下	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	とくがわいえやすしゆいんじょう 徳川家康朱 印 状	浜当目 1 丁目	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	いまがわうじざねしゆいんじょう 今川氏真朱 印 状	焼津 2 丁目	焼津神社	平成 19 年 10 月 26 日
	りようかたもうしあわせじょうほうのこと 狩方申合定法之事	北浜通	個人	平成 27 年 11 月 4 日
	りようかたきていとりきめのこと 漁方規定取極之事	大村 2 丁目	個人 (歴史民俗資料館)	平成 27 年 11 月 4 日
歴史資料	かいぞうじ みとちよう 海蔵寺の御戸帳	東小川 6 丁目	海蔵寺	平成 3 年 2 月 27 日
考古資料	こふかだがたせきせいた かざ 小深田型石製垂れ飾り	三ヶ名	焼津市教育委員会	平成 18 年 12 月 26 日
無形文化財	やいづかつおぶしせいぞうぎじゆつ 焼津鯉節製造技術	上小杉	焼津鯉節伝統技術研鑽会	平成 17 年 3 月 10 日
	きゅうどうぐせいさくぎじゆつ 弓道具製作技術	東小川 6 丁目	個人 (矢製作)	平成 18 年 12 月 26 日
		東小川 5 丁目	個人 (弓懸製作)	
		惣右衛門	個人 (巻藁製作)	
	やいづがさせいさくぎじゆつ 焼津笠製作技術	焼津 6 丁目	個人 (骨組み)	平成 19 年 10 月 26 日
焼津 2 丁目		個人 (スゲ縫い上げ)	平成 26 年 9 月 11 日	
無形民俗文化財	やま かみまつり 山の神 祭	関方地区	山の神祭保存会	昭和 41 年 9 月 21 日
史跡	きゅうさがらかいどうあと 旧 相良街道跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	えんえいぼうあと 円永坊跡	利右衛門	利右衛門自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ふくしょうざんだいまんじあと 福翁山大満寺跡	下江留	下江留自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ひやくかまちだあと 百ヶ間地田跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	しずはまむらほかに か そんくみあいいりつ しずはま 静浜村外二ヶ村組合立静浜 こうとうしょうがっこうあと 高等小学校跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	とくがわいえやすこうしょうぎす あと 徳川家康公床机据え跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	い い なおたかうぶゆ い 井伊直孝産湯の井	中里	焼津市	平成 25 年 9 月 6 日
天然記念物	いいのやじんじゃ 猪之谷神社のナギノキ	関方	猪之谷神社	昭和 44 年 12 月 17 日
	がりゆう 臥竜のマツ	保福島	個人	昭和 47 年 5 月 17 日
	ぎょくでんいん 旭伝院のマツ	保福島	旭伝院	昭和 47 年 5 月 17 日
伝建地区	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び 野秋の一部		平成 26 年 2 月 3 日

VI 利用者統計資料

1 平成 29 年度利用状況

(1) 平成 29 (2017) 年度 利用者内訳

(単位：人)

利用者内訳	常設展示室	館外展示	講座・講演会	体験学習他
利用者数	14,371	160	286	2,105

(2) 平成 29 (2017) 年度 常設展示室入場者月別統計

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開館日数		26	18	25	26	27	26	23	26	24	22	23	27	293
小人		146	185	271	465	495	264	340	160	190	124	388	338	3,366
大人		597	616	1,040	875	1,087	1,363	1,299	874	918	644	826	866	11,005
計		743	801	1,311	1,340	1,582	1,627	1,639	1,034	1,108	768	1,214	1,204	14,371
日平均	小人	6	10	11	18	18	10	15	6	8	6	17	13	11
	大人	23	34	42	34	40	52	56	34	38	29	36	32	38
	計	29	45	52	52	59	63	71	40	46	35	53	45	49

(3) 平成 29 (2017) 年度 常設展示室入場者曜日別統計

(単位：人)

	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	0	0	0	0	4	8	62	70	4	7	85	92	4	20	64	84
5月	0	0	0	0	3	4	33	37	3	27	170	197	3	39	71	110
6月	0	0	0	0	4	6	66	72	4	105	58	163	4	2	269	271
7月	1	9	31	40	3	46	60	106	4	148	47	195	4	12	68	80
8月	0	0	0	0	5	111	192	303	5	81	140	221	5	103	154	257
9月	1	17	42	59	3	2	200	202	4	104	322	426	4	16	239	255
10月	1	25	52	77	3	1	101	102	3	71	60	131	3	64	134	198
11月	0	0	0	0	4	5	59	64	5	10	88	98	5	18	216	234
12月	0	0	0	0	4	17	147	164	4	10	145	155	4	11	166	177
1月	1	10	21	31	2	2	30	32	3	0	34	34	4	10	126	136
2月	1	15	41	56	3	118	68	186	4	10	60	70	3	36	47	83
3月	0	0	0	0	4	16	76	92	4	18	52	70	5	129	287	416
計	5	76	187	263	42	336	1,094	1,430	47	591	1,261	1,852	48	460	1,841	2,301
日平均		15	37	53		8	26	34		13	27	39		10	38	48

	金曜日				土曜日				日曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	4	10	98	108	5	47	92	139	5	54	196	250
5月	3	29	59	88	3	50	154	204	3	36	129	165
6月	5	20	155	175	4	52	126	178	4	86	366	452
7月	4	31	75	106	5	105	185	290	5	114	409	523
8月	4	57	217	274	4	58	139	197	4	85	245	330
9月	5	15	201	216	5	51	157	208	4	59	202	261
10月	4	5	266	271	4	115	177	292	5	59	509	568
11月	4	38	85	123	4	31	146	177	4	58	280	338
12月	4	13	39	52	4	79	125	204	4	60	296	356
1月	4	8	58	66	4	29	119	148	4	65	256	321
2月	4	37	73	110	4	86	223	309	4	86	314	400
3月	5	20	94	114	5	110	215	325	4	45	142	187
計	50	283	1,420	1,703	51	813	1,858	2,671	50	807	3,344	4,151
日平均		6	28	34		16	36	52		16	67	83

2 履 歴

(1) 年度別利用者統計

(単位：人)

年度	利用者総数	利 用 内 訳		
		常設展示室	展覧会等	講演会・体験学習
1985年(昭和60年)	38,139	35,253	1,899	987
1986年(昭和61年)	35,450	27,111	6,823	1,516
1987年(昭和62年)	31,139	26,988	2,982	1,169
1988年(昭和63年)	23,888	19,045	3,977	866
1989年(平成元年)	28,176	20,139	7,414	623
1990年(平成2年)	24,848	19,781	4,147	920
1991年(平成3年)	22,350	17,462	4,081	807
1992年(平成4年)	21,286	16,955	3,554	777
1993年(平成5年)	28,484	20,251	6,652	1,581
1994年(平成6年)	34,706	18,378	15,064	1,264
1995年(平成7年)	36,432	19,609	15,917	906
1996年(平成8年)	23,277	15,891	6,654	732
1997年(平成9年)	22,057	15,160	6,118	779
1998年(平成10年)	25,919	14,194	10,600	1,125
1999年(平成11年)	19,688	13,667	5,080	941
2000年(平成12年)	15,858	11,302	3,748	808
2001年(平成13年)	17,226	12,932	3,689	605
2002年(平成14年)	17,833	13,242	2,316	2,275
2003年(平成15年)	21,642	13,596	2,282	5,764
2004年(平成16年)	19,320	11,457	3,915	3,948
2005年(平成17年)	28,953	11,065	13,085	4,803
2006年(平成18年)	18,024	10,395	2,218	5,411
2007年(平成19年)	16,983	11,479	1,227	4,277
2008年(平成20年)	17,238	13,346	433	3,459
2009年(平成21年)	17,419	12,451	920	4,048
2010年(平成22年)	28,951	15,406	10,529	3,016
2011年(平成23年)	16,222	12,650	536	3,036
2012年(平成24年)	18,482	14,469	1,506	2,507
2013年(平成25年)	17,215	14,171	199	2,845
2014年(平成26年)	15,464	12,550	208	2,706
2015年(平成27年)	17,817	15,103	102	2,612
2016年(平成28年)	16,992	14,469	214	2,309
2017年(平成29年)	16,922	14,371	160	2,391
計	754,400	534,338	148,249	71,813

※1 平成18年度までは特別展・企画展等は概ね常設展示室以外の会場で開催している。平成18年度途中から歴史民俗資料館主催の企画展は主に常設展示室内で開催している。

※2 「常設展示室」の利用者数には常設展示室内で開催した企画展等の入場者数を含む。

※3 「展覧会等」の利用者数は常設展示室以外の会場で開催した展覧会等の入場者数である。特別展・企画展、館外展示、大井川民俗資料保管庫一般公開等のほか、焼津市文化財愛護倶楽部(旧焼津市文化財保存協会。平成25年度を以て解散。)と共同開催の郷土資料展(平成24年度の開催が最終)の入場者数を含む。

(2) 講演会・体験学習等利用内訳

(単位：人)

年 度	講演会		公開講座等		体験教室等		史跡巡り等		クイズラリー		出張講座・ 講師派遣		映画会		計	
	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
1985年(昭和60年)	1	120	26	567			3	300							30	987
1986年(昭和61年)	2	180	52	669			3	667							57	1,516
1987年(昭和62年)	3	340	36	670	1	50	5	109							45	1,169
1988年(昭和63年)	4	365	22	471	1	30									27	866
1989年(平成元年)	2	175	10	216	5	182							1	50	18	623
1990年(平成2年)	2	185	6	150	5	59	4	49					3	477	20	920
1991年(平成3年)	3	205	8	182	9	120	1	35					5	265	26	807
1992年(平成4年)	3	150	7	266	10	132	1	52					5	177	26	777
1993年(平成5年)	2	196	10	420	8	150	2	37					14	778	36	1,581
1994年(平成6年)	2	156	8	326	8	152	1	38					8	592	27	1,264
1995年(平成7年)	3	287	7	264	4	83							4	272	18	906
1996年(平成8年)	2	176	8	387	11	127	1	42							22	732
1997年(平成9年)	2	200	7	400	7	143	1	36							17	779
1998年(平成10年)	2	240	8	456	19	392	1	37							30	1,125
1999年(平成11年)	2	240	6	432	6	259	1	10							15	941
2000年(平成12年)	4	341	4	211	10	256									18	808
2001年(平成13年)	2	217	5	259	11	112	1	17							19	605
2002年(平成14年)	2	189	5	246	8	118	1	31	4	1,691					20	2,275
2003年(平成15年)	3	295	1	96	10	345	6	116	6	4,912					26	5,764
2004年(平成16年)	2	217	2	136	9	368	5	94	6	2,766			1	367	25	3,948
2005年(平成17年)	4	381	2	97	8	398	5	152	7	2,689			6	1,086	32	4,803
2006年(平成18年)	2	189	3	214	15	462	5	187	6	3,714			3	645	34	5,411
2007年(平成19年)	3	319	2	166	14	481	3	86	4	2,792			3	433	29	4,277
2008年(平成20年)	2	185	4	329	13	383	2	28	5	2,534					26	3,459
2009年(平成21年)	4	337	1	60	13	431	2	42	3	2,562			3	616	26	4,048
2010年(平成22年)	3	304	3	249	13	505			3	1,958					22	3,016
2011年(平成23年)	3	226	2	136	11	520	3	68	1	1,937	4	149			24	3,036
2012年(平成24年)	4	340			7	196	5	92	1	1,563	4	316			21	2,507
2013年(平成25年)	2	190	1	60	6	168	2	37	1	2,214	6	176			18	2,845
2014年(平成26年)	3	295	4	244	6	159	7	248	1	1,506	5	254			26	2,706
2015年(平成27年)	2	189	4	321	8	316	6	110	1	1,385	7	291			28	2,612
2016年(平成28年)	2	513	3	211	7	231	4	72	1	968	8	314			25	2,309
2017年(平成29年)	2	189	1	97	7	225	5	104	1	1,266	13	510			29	2,391
計	84	8,131	268	9,008	270	7,553	86	2,896	51	36,457	47	2,010	56	5,758	862	71,813

※クイズラリーは、平成23年度より通年開催。

(3) 特別展・企画展開催履歴

① 特別展開催履歴

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
昭和 60 年	開館記念特別展 古代静岡考古遺宝展	昭和 61 年 3 月 2 日 ～ 3 月 30 日	1,294
昭和 61 年	開館 1 周年記念特別展 小泉八雲展	昭和 61 年 7 月 22 日 ～ 8 月 31 日	3,232
昭和 62 年	第 3 回特別展 大昔の漁	昭和 62 年 11 月 19 日 ～ 12 月 13 日	1,528
昭和 63 年	第 4 回特別展 日本農耕文化の黎明	昭和 63 年 8 月 30 日 ～ 10 月 10 日	2,253
平成 元年	第 5 回特別展 郷土の算学者 古谷道生	平成 元年 7 月 22 日 ～ 8 月 22 日	3,781
平成 2 年	第 6 回特別展 小泉八雲展	平成 2 年 9 月 24 日 ～ 10 月 3 日	1,624
平成 3 年	第 7 回特別展 維新前夜－益頭駿次郎と村松文三－	平成 3 年 7 月 20 日 ～ 8 月 28 日	1,399
平成 4 年	第 8 回特別展 漁業のあゆみ	平成 4 年 7 月 17 日 ～ 8 月 27 日	1,582
平成 5 年	第 9 回特別展 以心伝心－通信発達史－	平成 5 年 8 月 13 日 ～ 9 月 5 日	831
平成 6 年	第 10 回特別展 第五福龍丸－それは平和への願い－	平成 6 年 8 月 19 日 ～ 9 月 16 日	2,320
平成 7 年	第 11 回特別展 開館 10 周年、戦後 50 年平和祈念事業 －戦後 50 年の歩み－	平成 7 年 8 月 11 日 ～ 9 月 3 日	4,017
平成 8 年	第 12 回特別展 玉と鏡	平成 8 年 8 月 3 日 ～ 9 月 1 日	2,826
平成 9 年	小泉八雲来焼百周年記念特別展 八雲とやいづ	平成 9 年 8 月 1 日 ～ 8 月 15 日	1,774
平成 16 年	被災 50 年特別展 第五福龍丸－平和の願い－	平成 16 年 6 月 30 日 ～ 8 月 2 日	2,727
平成 17 年	開館 20 周年記念特別展 世界のカブトムシとクワガタムシ	平成 17 年 7 月 16 日 ～ 8 月 7 日	11,515
計			42,703

② 企画展等開催履歴 (年度は開始年度を表しています)

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
平成 元年	第 1 回企画展 世界のおもちゃの船	平成 2 年 3 月 8 日 ～ 3 月 29 日	2,627
平成 3 年	第 2 回企画展 1970～79 OLDIES	平成 4 年 3 月 21 日 ～ 4 月 5 日	413
平成 5 年	第 3 回企画展 チョウとクワガタ	平成 5 年 7 月 21 日 ～ 8 月 8 日	4,193
	第 4 回企画展 弥生の木工技術－清水遺跡出土品展－	平成 6 年 3 月 18 日 ～ 4 月 9 日	1,051
平成 6 年	第 5 回企画展 昆虫展－カブトムシのなかまたち－	平成 6 年 4 月 23 日 ～ 5 月 8 日	3,136
	第 6 回企画展 昆虫展－かわった形のムシたちとセミ・トンボのなかま－	平成 6 年 7 月 22 日 ～ 8 月 14 日	8,108
平成 7 年	第 7 回企画展 開館 10 周年 郷土の至宝－ふるさと焼津の文化財－	平成 7 年 7 月 16 日 ～ 7 月 30 日	1,876
	第 8 回企画展 開館 10 周年 志太の自然展－なかよくしよう志太の自然－	平成 7 年 8 月 3 日 ～ 8 月 6 日	8,019
平成 8 年	第 9 回企画展 懐かしの映画娯楽－焼津の映画館の思い出－	平成 8 年 7 月 13 日 ～ 7 月 28 日	2,420
平成 9 年	第 10 回企画展 焼津の昔ばなし－語り伝えられたやいづの十六のおはなし－	平成 9 年 7 月 11 日 ～ 7 月 26 日	1,273
	春休み企画展 松本零士展(共催)	平成 10 年 3 月 19 日 ～ 3 月 22 日	1,814
平成 10 年	第 11 回企画展 くるまのおもちゃ	平成 10 年 7 月 25 日 ～ 8 月 16 日	4,400
	第 12 回企画展 たのしい鉄道展(共催)	平成 11 年 3 月 20 日 ～ 3 月 28 日	5,336
平成 11 年	第 13 回企画展 ぐらしを彩る魚たち	平成 11 年 7 月 23 日 ～ 8 月 18 日	2,742
	ルポ まぐろを追う 写真展(共催)	平成 12 年 3 月 18 日 ～ 3 月 26 日	1,506
平成 12 年	勢山社仏像彫刻展(後援)	平成 12 年 6 月 2 日 ～ 6 月 3 日	1,500
	第 14 回企画展 東益津の文化遺産－指定文化財と館蔵品－	平成 12 年 7 月 20 日 ～ 8 月 6 日	1,139
	第 15 回企画展 東海道相撲の旅(共催)	平成 13 年 3 月 17 日 ～ 3 月 25 日	731
平成 13 年	第 16 回企画展 絵で見る漁業のあゆみ－焼津漁業変遷絵図展－	平成 13 年 7 月 20 日 ～ 8 月 19 日	2,005
平成 14 年	第 17 回企画展 小川地区の文化遺産－小川城遺跡出土品展－	平成 14 年 7 月 20 日 ～ 8 月 18 日	1,205
平成 15 年	第 18 回企画展 収蔵資料展－六鵬・道外・雲亭・春水・惟安－	平成 15 年 7 月 19 日 ～ 8 月 10 日	1,166
	新春特別公開 香集寺(弘徳院)の絵馬と若宮八幡宮の棟札	平成 16 年 2 月 7 日 ～ 2 月 15 日	466
平成 16 年	秋季一般公開 勢岩寺弘法大師像	平成 16 年 10 月 15 日 ～ 11 月 28 日	1,426
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 香集寺・弘徳院の絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像	平成 17 年 3 月 12 日 ～ 3 月 21 日	426
平成 17 年	漁業変遷絵図展	平成 17 年 8 月 12 日 ～ 8 月 28 日	554
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺絵馬、弘徳院絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像)	平成 18 年 3 月 11 日 ～ 3 月 26 日	361

年度	名称	期間	入場者数
平成18年	第19回企画展 思い出の洋画ポスター	平成18年7月22日～8月13日	1,624
	企画展 浜通りと昭和通り(大正町)の今昔	平成19年2月27日～5月25日	2,967
平成19年	企画展 郷土の文化財	平成19年6月5日～8月5日	2,353
	企画展 郷土の算学者 古谷道生	平成19年8月10日～11月11日	4,072
	企画展 持塚彌吉―築港にささげたその生涯―	平成19年11月16日～5月25日	5,223
平成20年	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―1 明治・大正編―	平成20年5月30日～8月24日	3,731
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―2 昭和前期編―	平成20年8月29日～11月24日	4,121
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―3 昭和後期編―	平成20年11月28日～2月22日	2,562
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―総集編―	平成21年2月27日 ～平成22年2月21日	12,310
平成21年	企画展 焼津市指定文化財展 1 寄託資料	平成22年2月26日～4月18日	1,947
平成22年	企画展 焼津市指定文化財展 2 大井川地区を中心に	平成22年4月23日～6月13日	1,923
	企画展 国の重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」写真展	平成22年6月18日～7月25日	1,587
	企画展 なつかしの学校展	平成22年7月30日～10月17日	6,331
	企画展 収蔵資料展 焼津ゆかりの書画家―六鵬・道外・雲亭・春水・惟安―	平成22年10月22日～2月13日	3,309
	企画展 焼津の漁業―伝統と技を探る―	平成23年2月23日～7月10日	4,898
平成23年	企画展 やいづの昔ばなし 第1部～動物・怪談・災害のお話～	平成23年7月15日～10月10日	4,450
	企画展 やいづの昔ばなし 第2部～信仰・仏像・鉄道のお話～	平成23年10月15日～2月5日	3,183
	企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史―	平成24年2月10日～5月20日	3,636
平成24年	企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史Ⅱ―	平成24年5月25日～9月30日	5,306
	企画展 焼津の鯉節～その歴史と技術～	平成24年10月5日～1月20日	4,127
	企画展 祭りで見る焼津の四季～収蔵資料を中心に～	平成25年1月25日～5月19日	5,206
平成25年	企画展 戦時下の人々の暮らし～焼津と戦争～	平成25年5月31日～9月29日	6,083
	企画展 史跡「井伊直孝産湯の井」市指定記念 焼津の文化財	平成25年10月4日～1月19日	3,732
	企画展 焼津と消防のあゆみ～火消組・消防組・消防団～	平成26年1月24日～5月25日	4,111
平成26年	被災60年企画展 第五福竜丸―2014年、平和への願い―	平成26年5月30日～9月28日	4,805
	重要伝統的建造物群保存地区選定記念企画展 花沢今昔ものがたり―現代(いま)に息づく歴史の町並―	平成26年10月3日～1月18日	3,745
	企画展 新収蔵資料展―弓道具・絵図の世界を中心に―	平成27年1月23日～5月24日	3,871
平成27年	企画展 焼津を駆けた家康公	平成27年6月5日～9月27日	7,216
	企画展 小川城―遺物からよみとく当時の暮らし―	平成27年10月2日～1月24日	4,186
	企画展 郷土(ふるさと)の文化財―寄託資料を中心に―	平成28年1月29日～5月29日	3,678
平成28年	企画展 きてみて焼津の浜通り―歴史と文化にふれてみよう!―	平成28年6月3日～9月25日	5,548
	企画展 よみがえる軽便鉄道～駿遠線の軌跡をたどる～	平成28年9月30日～1月29日	4,863
	企画展 平成29年収蔵資料展「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」―特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」	平成29年2月3日～5月21日	4,094
平成29年	企画展 高草山周辺の文化遺産	平成29年6月2日～10月1日	6,177
	企画展 焼津のお城拝見! 特別展示 「井伊家と焼津の深いつながり」 同時開催	平成29年10月6日～1月28日	4,232
	企画展 焼津市指定文化財展「寺社の宝物と祭り」	平成30年2月2日～3月31日	2,418
計			213,518

VII 資料館の資料の動向

1 資料の貸出し

No.	貸出先	貸出資料名	貸出期間	目的
1	焼津市立焼津図書館	古文書複写 11 点	5 月 20 日～5 月 27 日	講座使用
2	藤枝市郷土博物館	小川城跡遺物 18 点	5 月 23 日～7 月 28 日	展示
3	東京都立第五福竜丸展示館	船釘 1 点、マキハダ 1 点、造船用材木蒸器模型 1 点、材木の曲げ方模型 1 点、漁船中央断面模型 1 点	6 月 1 日～9 月 30 日	展示
4	大旅籠柏屋歴史資料館	柱時計 7 点	6 月 2 日～6 月 30 日	展示
5	株式会社中央工芸	民具 33 点	7 月 13 日～7 月 27 日	展示
6	国際生活文化交流ワールドプラザ	第五福竜丸写真パネル 8 点	9 月 10 日～9 月 12 日	展示
7	焼津図書館	民具 12 点	平成 30 年 2 月 21 日	講座使用

2 資料の提供

No.	提供先	提供資料名	提供日	目的
1	株式会社アム・コーポレーション	写真データ（常設展示室） 1 点	4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	掲載
2	焼津信用金庫	写真データ（市内文化財ほか） 10 点	5 月 30 日	掲載
3	静岡朝日テレビ	写真データ（豊田村の様子） 2 点	5 月 31 日	放映
4	株式会社洋泉社	小川城遺跡写真（館正面堀虎口） 1 点	6 月 1 日	掲載
5	テレビ朝日映像株式会社	写真データ（浸水直後の第五福竜丸） 1 点	8 月 6 日	放映
6	スリーエムジャパン株式会社	写真データ（花沢案内看板現況写真） 1 点	9 月 1 日	掲載
7	株式会社いき出版	写真データ（戦後～昭和 50 年代の市内風景） 111 点	9 月 28 日	掲載
8	地域情報誌 むるぶ	写真データ（弘徳院絵馬） 1 点	11 月 14 日	掲載
9	株式会社ヤマムラ倉庫	写真データ（市制施行、市制 15 周年記念式典、東名高速道路日本坂トンネル工事、東名高速開通時焼津 IC 付近） 4 点	11 月 15 日	掲載
10	焼津信用金庫	焼津信用金庫関係資料 23 点	11 月 30 日	掲載
11	株式会社 SBS プロモーション	写真データ（舟形屋敷） 2 点	平成 30 年 2 月 25 日	掲載
12	個人	写真データ（猪之谷神社の六鈴鏡） 1 点	2 月 28 日	掲載
13	地域情報誌 むるぶ	写真データ（服部安次郎翁座像） 1 点	3 月 31 日	掲載

3 資料の閲覧

No.	閲覧者	閲覧資料名	閲覧日	目的
1	個人	古文書複写 251 点	平成 29 年 4 月 1 日	研究
2	株式会社いき出版	昭和 30 年代～50 年代の写真アルバム一式	8 月 20 日	調査
3	個人	古文書複写 1 点	9 月 14 日	研究
4	個人	猪之谷神社の六鈴鏡 1 点、小深田西 1 号墳出土重圏文鏡 1 点、小深田西 2 号墳出土内行花文鏡 1 点、小深田遺跡出土重圏文鏡 1 点	10 月 14 日	研究
5	焼津信用金庫	焼津信用金庫関係資料 23 点	11 月 30 日	調査

4 常設展示室の借用資料

No.	借用先	借用資料名	借用期間
1	福岡市埋蔵文化財センター	藤崎遺跡出土 58 号甕棺	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

5 企画展の借用資料

No.	借用先	借用資料名	企画展名/企画展開催期間
1	個人	井伊直孝複製甲冑朱塗赤絲威二枚胴具足 1点	企画展「平成 29 年収蔵資料展「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」－特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」」 平成 29 年 2 月 3 日（金）～ 5 月 21 日（日）
2	大日堂（寄託資料）	木喰仏吉祥天像 1点、木喰仏不動明王像 1点	
3	勢岩寺（寄託資料）	木喰仏弘法大師像 1点	
4	若宮八幡宮（寄託資料）	若宮八幡宮棟札 1点	
5	猪之谷神社（寄託資料）	猪之谷神社の六鈴鏡 1点	
6	勢岩寺（寄託資料）	木喰仏弘法大師像 1点	企画展「高草山周辺の文化遺産」 平成 29 年 6 月 2 日（金）～ 10 月 1 日（日）
7	弘徳院（寄託資料）	弘徳院の絵馬 1点	
8	香集寺（寄託資料）	香集寺の絵馬 1点	
9	大日堂（寄託資料）	木喰仏吉祥天像 1点、木喰仏不動明王像 1点	
10	若宮八幡宮（寄託資料）	若宮八幡宮棟札 1点	
11	個人	井伊直孝複製甲冑「朱塗赤絲威二枚胴具足」 1点	
12	個人	「朝比奈信置判物」 1点	企画展「焼津のお城拝見！－特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」」 平成 29 年 10 月 6 日（金）～ 平成 30 年 1 月 28 日（日）
13	個人	「旗掛石絵図」 1点	
14	個人	「徳川家康朱印状」 1点	
15	個人	井伊直孝複製甲冑「朱塗赤絲威二枚胴具足」 1点	
16	利右衛門自治会	「今川義元判物」 1点	
17	藤枝市郷土博物館	「今川記」上巻 1点・下巻 1点、「甲陽軍鑑」 1点	
18	熊野神社（寄託資料）	大身槍「銘長吉作」 1点	
19	海蔵寺	「一遍上人縁起絵」断簡 1点	企画展「焼津市指定文化財「寺社の宝物と祭り」」 平成 30 年 2 月 2 日（金）～ 5 月 27 日（日）
20	焼津神社獅子木遣り保存会	獅子木遣り手古舞衣装 1点、獅子木遣り錫杖 1点	
21	成道寺	成道寺の百萬塔 1点	
22	盤石寺	掛川城主山内一豊の判物 1点	
23	利右衛門自治会	円永坊の鰐口 1点	
24	猪之谷神社（寄託資料）	猪之谷神社の六鈴鏡 1点	
25	光心寺（寄託資料）	光心寺の麒麟の笙 1点、光心寺の箏 1点、光心寺の龍笛 1点	
26	勢岩寺（寄託資料）	木喰仏弘法大師像 1点	

6 受贈資料

No.	寄贈者	受贈資料名	受贈日
1	個人	教科書（明治期） 2点	平成 29 年 4 月 16 日
2	個人	マッチ箱ラベルスクラップブック 5点	5 月 16 日
3	個人	ダルマ 6点	5 月 23 日
4	個人	書籍（大正～昭和） 21点	6 月 1 日
5	個人	玩具映写機 1点	6 月 22 日
6	個人	駿河張子面 1点	6 月 27 日
7	個人	獅子頭 1点	6 月 29 日
8	藤枝市郷土博物館	市内飲食店名刺 29点	7 月 21 日
9	個人	焼津笠製作（スゲ縫上げ）部材一式	8 月 3 日
10	個人	千人針 1点、記念章等 14点、「在営記念アルバム」 1点、「満州派遣記念写真帖」 3点、「南支派遣軍」 1点、装身具 1点、名札 1点	8 月 17 日
11	個人	花沢区青年台帳 4点	8 月 25 日
12	個人	掛軸 1点、服部安次郎翁座像 1点、「道外百人一首」 1点、「義列百人一首」 1点	9 月 7 日
13	個人	庚申講関係書類 28点	9 月 27 日
14	個人	市内風景ネガ・ボジー式	10 月 12 日
15	個人	押絵羽子板 2点、木琴 1点、レコード（LP 盤） 9点、電子オルガン 1点	11 月 1 日

16	個人	祭礼用笠 4点	11月14日
17	個人	そろばん1点、ハーモニカ1点、珠算検定證書1点、珠算能力検定合格證書2点、珠算技能検定合格證書1点	11月29日
18	個人	電気炊飯器3点、「広報おおいがわ」一式	12月2日
19	個人	カメラ4点	12月21日
20	個人	箱枕1点	12月26日
21	個人	コーヒーメーカー1点、秤1点、火熨斗1点	平成30年1月11日
22	個人	大正9年焼津町新屋図1点	1月14日
23	個人	模型船1点	1月23日
24	個人	昭和30年代旧焼津町域手書地図一式	2月22日
25	個人	木製彫刻の一部1点	2月28日
26	正調焼津節の会	耳白半纏（復刻）1点	3月11日
27	焼津図書館	奉公袋1点、手帳3点、豊川稻荷お守り1点	3月14日
28	藤守の田遊び保存会	御幣1点、万燈花のショッコの一部1点	3月17日
29	個人	真空管ラジオ1点	3月27日
30	個人	ガレオン船模型1点	3月27日
31	個人	花沢地区写真他一式	3月31日

7 受寄資料

No.	寄託者	寄託資料名	寄託期間
1	勢岩寺	弘法大師像	平成28年4月1日～平成30年3月31日
2	猪之谷神社	六鈴鏡	平成28年4月1日～平成30年3月31日
3	個人	久保山愛吉氏関係資料1,094点(弔辞113点、弔電945点、手紙36点)	平成28年4月1日～平成30年3月31日
4	個人	第五福龍丸関係資料フィルム154コマ、その他フィルム658コマ	平成28年4月1日～平成30年3月31日
5	個人	高崎古墳群出土遺物18点	平成28年4月1日～平成30年3月31日
6	個人	漁方規定取極之事	平成28年4月1日～平成30年3月31日
7	焼津市立焼津西小学校	掛け軸5点(沖六鵬書、七才松三書、拓本正気歌、拓本歌碑、拓本楓橋夜泊)	平成29年4月1日～平成30年3月31日
8	焼津市立焼津東小学校	掛け軸7点(高橋雲亭書4点、村松春水書、惟安書、不明)、風鎮2組	平成29年4月1日～平成30年3月31日
9	弘徳院	絵馬	平成29年4月1日～平成30年3月31日
10	香集寺	絵馬	平成29年4月1日～平成30年3月31日
11	大日堂	不動明王像、吉祥天像	平成29年4月1日～平成30年3月31日
12	若宮八幡宮	棟札	平成29年4月1日～平成30年3月31日
13	大井神社	棟札5点	平成29年4月1日～平成30年3月31日
14	熊野神社	大身槍 銘長吉作	平成29年4月1日～平成31年3月31日
15	個人	波除絵図面、絵葉書(明治43年8月焼津町大洪水実況)	平成29年4月1日～平成30年3月31日
16	焼津第1自治会二区	軸(嘉永年間焼津地内絵図)、志太郡焼津町城之腰焼津地内図面、水路図面焼津町消防組、軸(志太郡焼津町焼津耕地整理組合地区確定図)、軸(静岡縣志太郡焼津町全畧図)、軸(大字鯛ヶ島、大字城之腰、大字北新田、大字焼津)	平成29年4月1日～平成31年3月31日
17	光心寺	麒麟の笙、箏、龍笛	平成29年11月30日～平成31年3月31日

8 受贈図書

※データ版については、「寄贈図書」掲載は省略しています。

(2) 歴史民俗資料館費

① 歳入

事項	金額	摘要
諸収入	143,470 円	歴史民俗資料館雑入（自主事業材料費、刊行物売上等）
計	143,470 円	

② 歳出

事項	金額	摘要
歴史民俗資料館事務費	11,265,656 円	臨時職員等賃金、資料燻蒸委託料、資料及び備品購入費等
歴史民俗資料館資料整理費	4,845,574 円	嘱託員賃金、消耗品費等
歴史民俗資料館自主事業費	1,160,980 円	企画展、講座・講演会、体験学習等開催経費
計	17,272,210 円	

(3) 観光費（歴史観光ルート開発事業費）

① 歳入（※ 歳入の事務処理は政策企画課が担当）

事項	金額	摘要
国庫支出金	742,770 円	地方創生推進交付金
計	742,770 円	

② 歳出

事項	金額	摘要
地域資源を活かした観光推進事業費	1,485,540 円	歴史観光ルート開発事業費（地方創生）（歴史観光ルート案内マップ作成）
計	1,485,540 円	

3 施設・資料管理

(1) 歴史民俗資料館

① 歴史民俗資料館資料燻蒸

収蔵資料の保護を図るため、隔年で歴史民俗資料館内の全館燻蒸（収蔵庫及び展示室）を実施している。全館燻蒸を実施しない年は業者保有の燻蒸庫へ資料を運搬しての燻蒸を行う。平成 29 年度は全館燻蒸の実施年にあたり、5月26日から5月31日にかけて、薬剤「エキヒュームS」と「ブンガノン」を使用した殺虫・殺卵・殺菌処理を行った。

(2) 大井川民族資料保管庫

① 大井川民俗資料保管庫殺虫処理

大井川民俗資料保管庫内の資料保護のため、殺虫

処理を毎年実施している。平成 29 年度は 12 月 12 日に空間噴霧薬剤「ブンガノン」を使用した 4 時間密閉施工を実施した。また、保管庫内への殺虫プレート設置及び交換を 6 月、9 月、12 月、3 月に行った。

資料

条例・規則等（平成 30 年 3 月 31 日現在）

① 焼津市歴史民俗資料館条例

（平成 20 年 10 月 7 日条例第 72 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、焼津市歴史民俗資料館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 郷土の歴史、民俗等に関する資料の展示等をし、もって市民の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として、焼津市歴史民俗資料館（以下「歴史民俗資料館」という。）を焼津市三ヶ名 1550 番地に設置する。

（事業）

第 3 条 歴史民俗資料館は、次に掲げる事業を行う。

（1） 歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び市民の利用に供し、並びにこれらの情報を提供すること。

（2） 歴史、民俗等に関する事業を企画し、及び実施すること。

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第 4 条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 5 条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）

（2） 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

（入館の制限）

第 6 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史民俗資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

（1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（3） 管理上支障があると認めるとき。

（4） その他入館が不相当と認めるとき。

（入館料）

第 7 条 歴史民俗資料館の入館料は、無料とする。ただし、特別展等において市長が特に必要と認めるときは、有料とすることができる。

（損害賠償の義務）

第 8 条 入館者は、歴史民俗資料館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、入館者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規

則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

② 焼津市歴史民俗資料館条例施行規則

（平成 20 年 10 月 7 日教育委員会規則第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、焼津市歴史民俗資料館条例（平成 20 年焼津市条例第 72 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（館内利用）

第 2 条 焼津市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の所有する郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（第 4 条の規定により寄託された資料を含む。以下「資料館資料」という。）を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（特別閲覧及び資料の館外貸出し）

第 3 条 資料館資料は、教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のためこれを利用しようとする者に対し、特別の閲覧に供し、又は貸出しをすることができる。

2 前項の規定により、特別の閲覧をしようとする場合又は貸出しを受けようとする場合は、焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）申込書（第 1 号様式）を、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

3 前項の規定により申込書の提出があったときは、委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、申込者に対し焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）承諾書（第 2 号様式）を交付する。

4 第 2 項の規定による申込みが、次条の規定により寄託された資料の模写、撮影若しくは転載をし、又はこれらを販売し、その他営利の目的に供しようとするものであるときは、当該資料の寄託者の承諾書を当該申込書に添付しなければならない。

5 資料館資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

（寄贈及び寄託）

第 4 条 資料館に歴史的資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、焼津市歴史民俗資料館資料寄贈（寄託）申込書（第 3 号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは焼津市歴史民俗資料館資料受贈（受寄）書（第 4 号様式）を交付する。

3 前項の規定により寄託された資料は、資料館所蔵のものと同じ扱いとする。

4 寄託された資料が天災地変その他不可抗力による事故により損害を受けた場合は、委員会は、その責めを負わない。

（入館者の遵守事項）

第 5 条 資料館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

（2） 騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（3） 動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を

持ち込まないこと。

- (4) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 承認を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- (9) その他委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の前日に焼津市文化センター条例施行規則(昭和60年焼津市教育委員会規則第11号)の規定によりされた申込みその他の手続(資料館に係るものに限る。)は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

③ 焼津市文化財保護条例

(昭和52年7月16日条例第15号)

焼津市文化財保護条例(昭和31年焼津市条例第10号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するものうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅、都城跡その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋

りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第4条 削除

第2章 焼津市指定有形文化財

(指定)

第5条 委員会は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者(以下この章において「所有者」という。)に指定書を交付しなければならない。
(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財が法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。
(所有者の管理義務及び管理責任)

第7条 所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 所有者は、特別の理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管

理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
(所有者の変更等)

第8条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する指示)

第12条 委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があるときは、委員会は、当該所有者に対し、その修理について必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若し

くは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第14条 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指導及び助言をすることができる。

(公開)

第15条 委員会は、所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限つて委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 委員会は、所有者に対し、3月以内の期間を限つて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 所有者及び委員会以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

4 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、第2項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

5 委員会は、第2項及び第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 第2項及び第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、前項の規定を準用する。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したこと起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときはこの限りでない。

(調査)

第16条 委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 所有者が変更したときは、旧所有者は、指定書を添えて当該市指定有形文化財を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 焼津市指定無形文化財

(指定等)

第18条 委員会は、市内に存する無形文化財(法第71条

第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 第1項又は第2項の規定による指定又は認定は、前項の規定による告示のあつた日からその効力を生ずる。

5 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。

6 前項の規定による追加認定をするときは、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 市指定無形文化財が法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたとき又は県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前各項の規定による指定の解除又は認定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとし、第1項及び第2項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に、第3項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体と認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

(保持者の氏名変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくは相続人又は保持団体の代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者)は、委員会に速やかに届け出なければならない。

(1) 保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。

(2) 保持者がその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。

(3) 保持者が死亡したとき。

(4) 保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。

(5) 保持団体が代表者を変更したとき。

(6) 保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

(保存)

第21条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、市指定無形文化財の保存に関し、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(公開)

第22条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財(市指定無形文化財であつたものを含む。以下この条において同じ。)の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第15条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 委員会は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(保存に対する指導助言)

第23条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第4章 焼津市指定民俗文化財

(指定)

第24条 委員会は、市内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(指定の解除)

第25条 委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財に指定されたとき又は県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示してしなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用)

第27条 第7条から第12条まで及び第15条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に関し、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の2 委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する指導助言)

第28条の3 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(無形民俗文化財の記録作成等)

第29条 委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、保存に当たることを適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合は、第11条第2項の規定を準用する。

第5章 焼津市指定史跡名勝天然記念物
(指定)

第30条 委員会は、市内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、委員会は同条第3項の規定による通知に代えてその通知すべき事項を市の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第31条 委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたとき又は県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第6条第2項の規定を、前項の場合には第6条第4項の規定を準用する。この場合において通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、前条第2項後段の規定を準用する。

(標識の設置)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第35条で準用する第7条の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、委員会規則で定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更をする場合にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為をする場合にあつては影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第13条第3項の規定による許

可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

第35条 第7条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 焼津市選定保存技術
(選定等)

第36条 委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを、焼津市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(当該保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第18条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第37条 委員会は、市選定保存技術についての保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第19条第5項の規定を準用する。

4 市選定保存技術が法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたとき又は県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術として選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第19条第5項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市選定保存技術に関する準用規定)

第38条 第20条、第21条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 焼津市伝統的建造物群保存地区
(決定)

第39条 委員会は、市内に存する伝統的建造物群のうち、市にとって重要なものを焼津市伝統的建造物群保存地区(以下「市伝統的建造物群保存地区」という。)に決

定することができる。

2 前項に規定する市伝統的建造物群保存地区について必要な事項は、別の条例で定める。

第8章 焼津市文化財保護審議会
(文化財保護審議会)

第40条 委員会に焼津市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じ、次の事項並びに文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を委員会に答申し、又は建議するものとする。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除並びに無形民俗文化財の選択

(5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除

(7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

(8) その他文化財の保存及び活用に関する重要事項

3 審議会は、委員10人以内で構成する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから委員会が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織運営等に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第9章 補則

(委任)

第41条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の焼津市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第3条の規定により任命された焼津市文化財保護審議会委員である者は、この条例による改正後の焼津市文化財保護条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。

3 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、山の神祭については新条例第24条第2項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は新条例第24条第2項において準用する新条例第5条第6項の規定により交付された市指定無形民俗文化財の指定書とみなす。

4 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、公孫樹、ナギの木、ホ

ルトの木、シナノガキ、マツ、マツ（臥竜の松）、平戸ツツジ、リュウキユウツツジについては、新条例第30条第1項の規定により指定された市指定天然記念物とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は、新条例第30条第2項において準用する新条例第5条第4項の規定により通知された市指定天然記念物の通知書とみなす。

5 前2項に規定した以外の旧条例の規定に基づく市指定文化財は、新条例第5条第1項の規定により指定された市指定有形文化財とみなす。この場合において旧条例による指定書は、新条例第5条第6項の規定により交付された市指定有形文化財の指定書とみなす。

（大井川町の編入に伴う経過措置）

6 大井川町の編入の日前に大井川町文化財保護条例（昭和52年大井川町条例第9号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成15年3月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月7日条例第74号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

④ 焼津市文化財保護条例施行規則

（昭和52年7月16日教育委員会規則第4号）

焼津市文化財保護条例施行規則（昭和31年焼津市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、焼津市文化財保護条例（昭和52年焼津市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 削除

第2条から第4条まで 削除

第3章 焼津市指定有形文化財

（指定申請書及び同意書）

第5条 条例第5条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定有形文化財指定申請書（第1号様式）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

2 条例第5条第2項の規定による同意は、指定等同意書（第2号様式）によるものとする。

（指定書）

第6条 条例第5条第5項の規定による指定書は、指定書（第3号様式）によるものとする。

（指定書の再交付申請）

第7条 指定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書（第4号様式）に、事実を証するに足る文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第8条 条例第7条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、市指定文化財管理責任者選任（解任）届（第5号様式）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第9条 条例第8条第1項及び第2項の規定による所有者等の変更の届出、条例第9条の規定による滅失、損傷等の届出並びに条例第10条の規定による所在の変更の届出は、市指定文化財所有者等変更届（第6号様式）に

よるものとする。

第10条 削除

（現状変更の許可申請等）

第11条 条例第13条第1項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者及び条例第14条第1項の規定による修理の届出をしようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）（第7号様式）を変更等しようとする日の20日前までに委員会に提出するものとする。

2 前項の規定により現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

（維持の措置の範囲）

第12条 条例第13条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）焼津市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更等をした場合にあっては、当該現状変更等終了時における原状）に復するとき。

（2）市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

第4章 焼津市指定無形文化財

（指定申請書及び同意書）

第13条 条例第18条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書（第8号様式）を委員会に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

（認定書の交付）

第14条 条例第18条第3項の規定による通知は、認定書（第9号様式）によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に、事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第15条 条例第20条の規定による保持者の氏名変更等の届出は、保持者氏名変更等届（第10号様式）によるものとする。

第16条 削除

第5章 焼津市指定民俗文化財

（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）

第17条 第3章（第11条及び第12条を除く。）の規定は、焼津市指定有形民俗文化財に準用する。

（現状変更等の届出）

第18条 条例第26条の規定による現状変更等の届出は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）によるものとする。

（市指定無形民俗文化財指定申請書）

第19条 条例第24条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形民俗文化財指定申請書（第10号様式の2）を委員会に提出するものとする。

第20条及び第21条 削除

第6章 焼津市指定史跡名勝天然記念物

（市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定）

第22条 第3章の規定は、この章に特別の定めがある場

合を除き、焼津市指定史跡名勝天然記念物に準用する。
(指定通知)

第 23 条 条例第 30 条第 2 項で準用する条例第 5 条第 3 項の規定による通知は、指定通知書（第 11 号様式）によるものとする。

(標識及び説明板)

第 24 条 条例第 32 条の規定により設置すべき標識及び説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物の別及び名称
- (2) 指定の年月日
- (3) 説明事項
- (4) 保存上注意すべき事項
- (5) その他参考事項

(境界標)

第 25 条 条例第 32 条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格はおよそ 13 センチメートルの角柱で、地表からの高さは 30 センチメートルを基準とする。

2 前項の境界標は、指定に係る地域の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

3 第 1 項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面 史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界のうち、該当の文字及び焼津市教育委員会の文字

(標識等設置に関する報告)

第 26 条 条例第 32 条の規定により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨及び当該工事の着手並びに完了の予定時期を委員会に報告するものとする。

(土地所在等の異動の届出)

第 27 条 条例第 33 条の規定による土地所在等の異動の届出は、市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届（第 12 号様式）によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第 28 条 条例第 34 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）を変更しようとする日の 20 日前までに委員会に提出するものとする。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の規定により許可を受けた者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第 29 条 条例第 34 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第 7 章 焼津市選定保存技術

(選定申請書及び同意書)

第 30 条 条例第 36 条第 1 項の規定による選定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書を委員会に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する者が、保持者又は保存団体以外のものである場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第 31 条 条例第 36 条第 4 項で準用する条例第 18 条第 3 項の規定による通知は、認定書によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第 32 条 条例第 38 条で準用する条例第 20 条の規定により届け出なければならない場合には、第 15 条の規定を準用する。

第 33 条 削除

第 8 章 焼津市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第 34 条 焼津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 35 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務等)

第 36 条 審議会の庶務は、委員会の定める機関において処理する。

2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

第 9 章 雑則

(台帳等)

第 37 条 委員会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 市指定文化財台帳（第 13 号様式） 永年

(2) 文化財等の指定又は選定並びにその異動及び解除に関する書類 永年

(3) その他必要な公文書 5 年

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規定に基づいて委員会においてなされた指定等の手続きは、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日教委規則第 2 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 23 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 22 日教委規則第 14 号）

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

⑤ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例

(平成 25 年 3 月 27 日条例第 8 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 1 項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号の伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第 142 条の伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

第 3 条 焼津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保存地区を決定したときは、焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第 4 条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの新築、増築、改築、移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われ

る木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 静岡県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)

(イ) 用排水施設又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が 3 メートルを超える林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 市長及び教育委員会は、第 1 項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付すことができる。

(許可の基準)

第 5 条 市長及び教育委員会は、前条第 1 項に掲げる行為で次に掲げる基準(市長にあっては、第 8 号に定める基準)に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第 4 号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第 1 項第 3 号から第 5 号までの行為については、それらの行為後の地貌(ぼう)その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保

存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は前条に規定する協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為

(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業

(7) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(第3号に掲げるものを除く。)

(8) 道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為

(9) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

(10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(12) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(13) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、

建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。(損失の補償)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第10条 市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第11条 教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

⑥ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(平成 25 年 3 月 21 日教育委員会規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 25 年焼津市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書（第 1 号様式）を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現状変更箇所の位置図及び配置図
- (2) 現状変更行為に係る設計図書（縮尺 100 分の 1 以上のもの）及び仕様書
- (3) 現状変更箇所の現況写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長及び教育委員会が必要と認める書類

(現状変更行為の許可の決定)

第 3 条 市長及び教育委員会は、前条第 1 項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可（不許可）決定通知書（第 2 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(許可標識の設置)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可標識（第 3 号様式）を設置しなければならない。

(現状変更行為の完了届出等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了（中止）届出書（第 4 号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更行為の協議又は通知)

第 6 条 条例第 6 条の規定により市長及び教育委員会に協議し、又は条例第 7 条の規定により市長及び教育委員会に通知しようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議（通知）書（第 5 号様式）に第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項の審議会の会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の補欠の委員の任期)

第 8 条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を

開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第 10 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 6 条までの規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

⑦ 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則（抜粋）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 221 号）の規定により、焼津市教育委員会（以下「委員会」という。）の内部組織、事務の委任、職の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第 2 条 委員会の事務局（以下「事務局」という。）に次の課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）を置く。

文化財課

2 課にそれぞれ次の表の右欄に掲げる担当（所管の事務を専門的かつ機能的に分担処理するための事務の分類としての名称をいう。以下同じ。）を置く。

文化財課	歴史民俗資料館担当 小泉八雲記念館担当
------	------------------------

(分掌事務)

第 3 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化財課

- (1) 文化財の保護及び顕彰に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査及び研究並びに資料の整理及び保管に関すること。
- (4) 焼津市歴史民俗資料館の管理及び運営に関すること。
- (5) 市史に関すること。
- (6) 市史の資料に関すること。
- (7) 伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。
- (8) 小泉八雲の業績の顕彰及び伝承に関すること。
- (9) 小泉八雲に関する講演会、研究会、各種講座等の開催に関すること。
- (10) 焼津小泉八雲記念館の管理及び運営に関すること。
- (11) 課内の庶務に関すること。

(教育機関等の所管)

第5条の2

3 次の表の左欄に掲げる公の施設は、それぞれ同表の右欄に定める課の所管とする。

歴史民俗資料館 焼津小泉八雲記念館	文化財課
----------------------	------

(教育長への委任)

第6条 委員会は、法第25条第2項各号に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 社会教育委員、焼津市公民館運営審議会委員、焼津市図書館協議会委員、焼津市文化財保護審議会委員及び焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員並びに焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員を委嘱すること。

(事務局長等の専決)

第11条 教育長は、別に定めるところにより事務局長、課長、係長又は学校その他の教育機関の長にその権限に属する事務の一部を専決させることができる。

附 則 (平成30年3月28日教委規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

⑧ 焼津市教育委員会処務規程 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除くほか、焼津市教育委員会事務局 (以下「事務局」という。) 及び焼津市立学校その他の教育機関 (以下「教育機関」という。) の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(課長等専決)

第3条 課長及び教育機関 (小学校、中学校及び幼稚園を除く。) の長が専決できる事項は、次のとおりとする。

7 歴史民俗資料館長専決事項

- (1) 焼津市歴史民俗資料館資料の収集、整理及び保存
- (2) 研修会、講習会その他文化財に関する事業の企画立案及び事業計画に基づく実施
- (3) 焼津市文化財保護審議会の庶務
- (4) 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会の庶務

附 則 (平成30年3月28日教委訓令第1号)

この訓令第1号は、平成30年4月1日から施行する。

⑨ 教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年焼津市条例第2号) 及び焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成7年焼津市規則第18号。以下「規則」という。) の規定に基づき、同条例及び規則に定めるもののほか教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (5) 文化センター等職員 歴史民俗資料館、小泉八雲記念館並びに焼津図書館及び大井川図書館に勤務する常勤の職員をいう。

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

第3条 通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間等は、市長事務局に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程 (平成7年焼津市訓令第4号) に定める通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の例による。

2 特例勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、職員の区分に応じ、別表第1のとおりとする。この場合において、所属長 (焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則 (昭和36年焼津市教育委員会規則第3号) 第8条の課長及びこれに相当する職をいう。以下同じ。) が勤務時間の割振りを定めるときは、規則第2条に規定する基準によりこれを定めなければならない。

(週休日)

第4条 特例勤務職員の週休日は、職員の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

2 前条第2項後段の規定は、前項の場合において準用する。

附 則 (平成30年3月28日教委訓令第3号)

この訓令第3号は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	勤務時間の割振り		休憩時間
文化センター等職員	週休日を除き、歴史民俗資料館及び小泉八雲記念館の職員にあつては、日勤Aとし、・・・(略)・・・所属長が各勤務の組合せにより職員ごとに定める。		
	日勤A	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

別表第2 (第4条関係)

職員の区分	週休日
文化センター等職員	月曜日 (月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日。以下同じ。) 及び4週間につき4の勤務日に相当する日

焼津市歴史民俗資料館年報32

— 平成 29 年度 —

発行日 平成 30 年 10 月 31 日
発行 焼津市歴史民俗資料館
郵便番号 425-0071
所在地 静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地
電話番号 (054) 629-6847
F A X (054) 629-6848